

金太郎飴への別離

昨今、我が国では教育論議が盛んであるが、最近、これに関係する二つのショッキングな話に遭遇した。

一つは家内のフランス人の友人が、日本人であるご主人の勤務の関係で東京から上海に引っ越したのであるが、11歳を頭に4人の子供さんがおられ、上3人は日本の普通の小学校に通っており、学校等子供の教育の関係でさぞかし悩ましい思いを引きずっていったのではないかと思いきや、“今の日本の教育では子供はまともには育ちにくい”として、^{きんきじやく}欣喜雀躍として上海に引っ越していったのである。

第二がデンマーク人の友人が先般来日した折、日本での留学の思い出を語ってくれたのであるが、日本にきてはじめて“暗記する”ということを経験したそうである。デンマークでは意識的に暗記するという努力そのものが存在せず、学校の授業の力点はいかに他人と違った発想、意見を持ち得るかということであり、とにもかくにも他人と同じことを言うことは評価されない、徹底して違った意見をぶつけ合っただけの授業が多いというのである。

ところで筆者は仕事やプライベートで年に数回は海外に足を運ぶが、一般市民、特に子供たちの写真を撮るのが楽しみではあるものの、日本の子供たちにファインダーを向けることはめったにない。残念ながら子供らしく、くったくがなく目がキラキラと輝いている子供を見かけることは稀で、大人の顔つきをした子供が多くなってしまっているのである。すべてが教育のせいというわけではないし、日本には日本らしい教育というものがあってしかるべきであるが、ゆとり教育や飛び級制度の拡充が教育改革のポイントをヒットした措置であるとはとても思えないのである。また、活気にあふれた大人が少ないことも痛感させられるのである。

話は飛ぶが、一昨年、ニューヨークで当地駐在のN氏と食事しながらの議論が、アメリカ成長のカギはどこにあるか、に発展した。N氏は多様な人材を活かして課題達成にむけてチャレンジしていくのがマネージャーの役割であり、そのマネージャー自身が厳しい評価を受けるシステムが存在していることをあげたのであった。こうしたシステムが存在しない国から優秀な人材がアメリカに集まり、アメリカはさらに成長を続けるというのである。

こうした一連の話をつうじて、いじめ等で混乱する教育現場と構造不況を続ける企業組織の根っ子には、まずは画一化、横並び主義という病に冒された教師、マネージャーの存在があるように思う。子供も大人も一人一人が違った個性をもち、その人間らしく生きていくときに一番エネルギーが発揮され、成長する、もっとも重要なことは体で経験し、自力で生きていく力を身につけていくべきことが、現代社会のリーダーの頭から抜け落ちているといわざるを得ない。

我が国農業は自然条件等を活かした適地適作、多品種少量生産の多様性に富んだ農業が本来であり、単一作物大量生産、大規模・近代化農業のアメリカ農業への追随からの転換が、今、求められている。農業にも共通する問題の根は深く、現下の最重要課題は横並び主義という呪縛からの脱却であり、そのためには“思い”を取り戻していくことが前提になると考える。

今月のテーマ

食・農業と教育

今月の窓

(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長 蔦谷栄一

学校給食の多様な可能性を食農教育に活かすために

学校給食と食農教育 根岸久子 2

循環型社会形成をめざして

農業技術力低下から教育を考える 蔦谷栄一 20

談話室

食・農・環境、グローバル・対・ローカルの対抗
カリフォルニア・エコファーム会議から

国学院大学経済学部教授 古沢広祐 34

情勢

森林組合の経営動向と今後の課題
第14回森林組合アンケート調査結果より

木村俊文 36

組合金融の動き

地域住民は農協をどうみているか

農村地帯における地域住民アンケート結果より

尾高恵美 44

統計資料 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

学校給食と食農教育

学校給食の多様な可能性を食農教育に活かすために

〔要 旨〕

1. 近年、自治体や農協系統において、食教育と農業体験学習を一体的に実施する「食農教育」に関する事業への取組みが広がってきている。それは、子どもたちの「生きる力」の減退への対応を迫られ、教育課程の中に体験を取り入れることを基本方針とした文部行政と、農業体験を通して食料自給率の向上に必要な食教育効果の発揮を目指す農業行政の共同事業が生み出したといえるが、本年4月に「総合的な学習の時間」がスタートしたこともあって、一層の広がりが予想される。
2. 農協系統においても、これまで子どもを対象に農業体験や食に関する多様な取組みを実践してきたが、「総合的な学習の時間」の導入と「地産地消運動」の柱に学校給食への地元農産物供給が位置づけられてきたこともあって、農業体験の取組みの進展と食教育と一体化した実践も見られるようになった。
3. 福島県と島根県の事例を通して、学校給食が絶好の食農教育機会になっている要因をみると、地元農産物を利用していることと、それを「教材」とした食農教育を実践したことにある。そして、前者が実現したのは、「子どもの健全な食形成」にとって「安全性」「地元産」重視の食材が不可欠だとする栄養士の価値観、より良い学校給食づくりに対する住民の合意形成、「地元の子どもに地元の安全な食べ物を」という意識をもつ生産者の存在、行政や農協の学校給食に対する意識、等にあった。後者の内容としては、学校給食を教育として位置づけた実践、労働体験の重視、地域の食生活を視野に入れた実践、等があげられる。
4. 学校給食に地元農産物を使った実践を通して見えてくるのは、絶好の食農教育機会、地域の食と農の再生、循環型地域社会形成への貢献、地域社会の活性化、等であり、学校給食の多様な可能性がうかがえる。
5. 政策課題にもなっている食農教育に、今後農協がどう取り組むかは、地域農業振興にとっても、地域における農協の存在意義発揮にとっても重要だと思われる。従って、絶好の食農教育機会である学校給食を活かしつつ、積極的な取組みが必要であるが、そのための課題としては、食農教育に対する合意形成、食農教育の総合的な実践、食農教育機会となり得る学校給食運営、地産地消運動の具体的実践、食農教育の体制整備、行政との連携、食に対する農協の意識改革、等がある。

目次

はじめに

1. 食農教育とは

2. 食農教育の取組実態

(1) 広がる食農教育実践

(2) 地産地消の学校給食の進展

3. 学校給食の場での多様な食農教育実践

(1) 熱塩加納村の実践

(2) 八雲村の実践

(3) 学校給食を通じた食農教育がなぜ可能 だったのか

4. 地産地消の学校給食の多面的可能性

(1) 絶好の食農教育機会

(2) 地域の食と農の再生

(3) 循環型地域社会形成への貢献

(4) 地域社会の活性化

5. 食農教育を拡充するための課題

(1) 食農教育に対する合意形成

(2) 食農教育の総合的な実践

(3) 食農教育機会になり得る学校給食運営

(4) 地産地消運動の具体的実践

農産物自給運動の今日的意義

(5) 食農教育の体制整備

(6) 行政との連携

(7) 食に関する農協の意識改革

女性参画の促進を

はじめに

農産物の国際的な価格競争にさらされ、日本農業が厳しさを増してくる中で、これまでは生産重視の施策を展開してきた農政も、ここ数年ようやく国民の食生活に注目するようになってきた。それは、国民の食生活の動向が食料自給率を左右するとの認識に基づくが、そうした脈絡の中で、「食料自給率を高めるための施策」として食生活見直しのための食教育事業も展開されている。その中では農業体験を通して食教育効果を上げるための次代を担う子どもたちを対象とした諸事業が実施されている。

一方、子どもたちの心身の問題の顕在化を背景に「生きる力」の醸成を教育の基本方向とした文部科学省は、その基本に体験と健康教育＝食教育を位置づけており、農

林水産省との共同事業を展開してきたが、こうした両省の共通目標の中から食農教育に関する取組みがクローズアップされてきた。

従って、これまで次世代対策として子どもを対象に食や農にかかわる活動を展開してきた農協にとって、こうした状況は「追い風」といえる。

しかし、農協の取組みは、食教育と農業体験学習を一体的に展開している事例は少なく、それゆえに両者の関係性や全体性を伝えきれず十分な教育効果をあげたとはいえない。その意味で、食教育と農業学習を一体的に学ぶ場となり得る地元農産物利用の学校給食が、食農教育機会としてもっともふさわしいといえるし、「地産地消運動」の中で学校給食と地域農業との結びつきは、かつてない広がりを見せており、学校給食での地元農産物利用を進める上での「追い風」となっている。

そこで、最近の食農教育をめぐる動向を追い、そこでの地産地消の学校給食の役割と可能性の分析を通して食農教育に取り組む上での農協の課題を検討することとする。

1. 食農教育とは

農業行政や農協の活動の中にここ数年「食農教育」という言葉が登場するようになってきた。しかし、国の施策や事業の中に「食農教育」という言葉は見られない。従って、その内容が定義されているわけではないが、ほぼ共通の見解は「食教育と農業体験学習を一体的に実施するもの」であろう。

「食農教育」がクローズアップされてきた背景として、一つには、子どもの心身の課題が顕在化する中で知識詰め込み型教育から、教育の中に体験を組み込む方向に切り替えた文部行政の転換がある。その出発点となったのは、平成8年に、「ゆとり」の確保と「生きる力」を育むことを教育の基本方向として示した文部省中央教育審議会の答申であろう。それを踏まえて、平成10年には、「完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりのある教育活動を展開し、子どもたちに生きる力を育む」ことを基本とする新しい小学校及び中学校学習指導要領が告示され、本年4月に正式にスタート(12年度から移行措置)したが、そこには、体験的な学習の機会を教育課程の中に積極的に位置づけた「総合的な学習の時間」の創設が盛り込まれている。

そして、この間の平成9年には、自らの健康を主体的に管理する能力を育むことを「生きる力」の基盤に据える保健体育審議会の答申がだされ、そこでは、食教育の重要性と、そのかなめとしての学校給食を重視することを打ち出すとともに、これまでの「栄養教育」重視の限界を指摘している。こうした流れは、食教育を単なる健康づくりにとどめるのではなく、体験を重視しつつ系統的・総合的な食教育実践により「生きる力」を育むという文部行政の方向を示すものといえる。

もう一つの背景としては、農産物が国際的競争にさらされてくる中で、これまでは生産性や消費拡大の視点が色濃かった農政が、国民の食生活や食教育に目を向けはじめたことがある。これを最初に提起したのは、平成10年の「農政改革大綱」で、その中では「学校5日制が完全実施される平成14年に向け、食教育や農林漁業・農山漁村体験学習の充実方策を検討」「小中学生の農業に対する理解を深めるため、小中学校における農業体験学習への取り組みを促進」を提起し、子どもたちの農業体験重視の方向を打ち出した。こうした考え方は「食料・農業・農村基本法」にも埋め込まれている。

そして、同年には農業体験学習の推進に関する「文部省・農水省連携の基本方針」が合意されたが、これは、実体験が希薄化している子どもの「生きる力」を育む上では、自ら探求する形で、科学知を身につける必要に迫られ農業の教育的機能に着目した文部省と、食教育や体験を通じた農業理解と

食料自給率向上を意図する農林水産省が、それぞれの目的達成にとって農業体験への取組みが共同の課題となったためである。こうした事情が食農教育を生み出したといえる。

文部・農水・厚労の3省による「食生活指針」の策定も、こうした脈絡の中に位置づけられようが、縦割行政の枠組みを超えて運動を展開していくこととしたのは、子どもの状況も農業状況もそれだけ難問を抱え新たな対応を迫られたことを意味しよう。

ちなみに、「総合的な学習の時間」の導入に向けて農林水産省は、「農業教育推進事業」「農業体験学習支援条件整備事業」等、子どもの農業体験にかかわる諸事業をスタートさせているが、それらは農業体験によって農業理解者や担い手を育成することを目的としており、食農教育に対する位置づけはあくまで農業振興の視点に立ったものである。

2. 食農教育の取組実態

(1) 広がる食農教育実践

こうした国レベルでの施策展開は、多様な食農教育実践の取組みを促している。一つは「総合的な学習の時間」の導入に伴った取組みである。「総合的な学習の時間」のテーマは自由（国際理解、情報、環境、福祉・健康を例示）で、横断的・総合的な課題に、各学校の創意工夫を活かして取り組むこととされているが、教科書のない未知の授業に挑戦する教師にとって、今は暗中模

索の状態であろう。文部科学省も支援する組織等をホームページで紹介しているが、それをみると、行政をはじめ、大学、国立博物館、NPO、企業等、実に多彩かつ膨大な支援組織が名を連ねている。

そこで食と農をテーマとして取り上げるよう農業・農協サイドにおいてもさまざまな働きかけを始めているが、その一つに農政局の取組みがある。ホームページを作成し農業体験学習に必要な情報や農家のリストを作成し紹介をしたり、職員自らが教師となる「出前講座」も実施している。さらには、食農教育懇談会の組織化や参考書の発行、そして、学校給食に地元農産物を供給するために、県や教育委員会、学校給食会、農協などによる組織を発足させる等、具体化のための活動を始めた農政局もある。

また、県行政においても、食料自給率向上対策の一環として独自の食農教育事業を実施しているところも少なくない。

農協の取組みも活発化しつつある。全国統一的な活動としてはこれまで「パケツ稲づくり」や「学童農園」に取り組み、これは第21回全国JA大会で「次世代との共生」が決議されて以降は一層の広がりがみられる。加えて、「総合的な学習の時間」のスタートに対応して全中では農業体験学習に取り組む農協支援のための「子ども農業体験学習中央推進協議会」の設置や、「ジュニアファクトブック、食料・農業・JA」を作成し、農協や学校での食農教育を側面から支援している。

各農協においても、これまで子どもを対象に多様な食農教育を展開してきたが、こ

れに地道に取り組み、かつ「食農教育」の視点を組み込んできたのは主として女性部

で、「親と子の集い」等での食品学習や料理教室、子どもを巻き込んだ農産物自給運動(家庭菜園・農産加工等)、学校訪問による農産加工実習(味噌、豆腐等)や一日講師、学童農園指導等を実施してきたが、「総合的な学習の時間」のスタートを契機に学校との連携を強めつつある。

こうした組合員組織の活動を越え、農協として本格的に「総合的な学習の時間」に向けた取組みを始める事例もみられる。その中でJA新ふくしまでは、「総合的な学習の時間」への支援を通して地域及び学校に貢献するため「JA学校教育支援事業」を立ち上げ、管内全48小学校に事業実施の案内を提出している。

農協が取り組む目的は「JAも地域の一人として、学校と連携しながら、総合的な学習の時間を支援し、子どもたちが豊かな人間として成長するための人格形成に役立てるため」であり、従って、実施内容も、「人間が生きていくための食べ物と自然をテーマに、その育成から収穫そして食するまでを総合的にカリキュラムした内容」としている。

そのカリキュラムには「基本コース」と「オプションコース」があり、前者は「田んぼの学校」のお米コースと、「畑の学校」のりんごコース・もも

第1図 「総合的な学習の時間」に伴うJA学校教育支援事業基本コース

コース	受入人数	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
田んぼの学校 お米コース	1クラス 40人以内 2校		種もみ選び	種まき・苗育成	代かき	田植え	草取り	水の管理	穂の開花期	病害虫防除	稲刈り・脱穀	乾燥	収穫
畑の学校	りんご	1クラス 40人以内 1校			花粉交配 摘花作業 摘果作業				除草		葉つみ	収穫	
	もも	1クラス 40人以内 1校			花粉交配 摘果作業			葉つみ	収穫				
	なし	1クラス 40人以内 1校			花粉交配 摘果作業					収穫			
	野菜づくり	1クラス 40人以内 1校		種・苗定植期 4月じゃがいも 5月きゅうり・サツマイモ			6月人参		8月大根				収穫期 大豆・そば・ねぎ

資料 JA新ふくしま資料

(注) 実施場所は小学校近隣農家の田んぼ 畑。

第2図 「総合的な学習の時間」に伴うJA学校教育支援事業オプションコース

器材等はJAで用意いたします。原材料等については小学校で実費負担願います。

コース	受入人数	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
そば打ち体験	1クラス 40名以内 2校				そば打ち		そば打ち				そば打ち		
手作りジャム体験	1クラス 40名以内 2校					いちご			もも	ぶどう		りんご	
手作り豆腐体験	1クラス 40名以内 2校			豆腐づくり			豆腐づくり						豆腐づくり
福祉ボランティア	1クラス 40名以内 随時受入可												

資料 第1図に同じ

(注) 実施場所は福祉ボランティア体験が野田地区、そのほかは学校内実施。

コース・なしコース・野菜づくりコースの4コースがある(第1図)。そして「オプションコース」には「そば打ち体験」「手作りジャム体験」「手作り豆腐体験」「福祉ボランティア体験」の4コースあり、前3者はいずれも地元農産物を使って学校内で実施し、「福祉ボランティア体験」はJA新ふくしまが建設したデイサービスセンターでの体験である(第2図)。ただし、これはあくまで参考で、実施にあたっては相談の上、各学校の要望に沿ったカリキュラムとする。

こうした幅広いカリキュラムを実施するわけであるから、事業の窓口は「企画管理課」としているものの、農業体験は生産指導課、農産加工やボランティアは生活福祉課、そして農産物や加工品の生産・販売にかかわるセクションも加わる等、担当部署を横断的に設定している点に特徴がある。

今後、農協からの食農教育へのアプローチによって、新たに食農教育に取り組む学校が増えたり、教科の枠組みを超えた総合的な学習内容になっていくことが期待できるが、現段階の学校の取組みは、農業体験を生産指導や知識を教える農業理解の学習にとどめ、食とのかかわりを含め総合的な学習に至っていない事例も少なくない。

(2) 地産地消の学校給食の進展

そしてまた、これまでは遅々として進まなかった地元農産物利用の学校給食がようやく広がりつつあり、食農教育実践にとっての「追い風」となる状況が生まれている。その一つの要因には、単なる「栄養教育」

からの転換を求められ、学校給食の中に地元の農産物や食文化を重視する方向を打ち出した給食行政の変化がある。

さらに、地域農業振興策として展開されている「地産地消」運動の中心に学校給食が位置づけられたことも地元産利用を促進する要因となった。これまで米以外の農産物については「ロットが小さい」「経済的メリットがない」「品揃えが難しい」等として敬遠してきた農協が少なくないが、そうした姿勢に変化が見えてきたのである。

その場合も、多くは行政と一体となった取組みであるが、都道府県レベルでいえば、「みやぎ食と農の県民条例」で学校給食での地元産利用を明記していた宮城県が、農業担当部署と教育担当部署が連携して、学校給食での利用拡大を本格的に取り組むこととしているし、秋田県では学校給食の県産自給率目標を設定し、地元産利用を進めるとともに、地元企業と共同で学校給食用の加工食材を開発している。そのほかにも地産地消の学校給食を推進するための県単事業を立ち上げている県も少なくないが、これを「追い風」にして、独自の具体的施策や組織づくりを進めている県組織や農協も増えつつある。

また、学校給食用米への助成金が廃止されたことも地元産米の利用を促進させる結果となった。

それは学校給食に米飯が導入されて以来、パン給食との価格差をなくすために国が講じてきた学校給食米への助成措置(米飯給食の頻度に応じた助成措置)が平成11年

度に全廃され、これまで学校給食会等を通じて供給されてきた米を各学校（給食施設）で購入することになったことと、助成金をカットされたままでは現在の米飯給食回数を維持することはできないことから、行政や経済連・農協がカット分を負担したためである。加えて、転作作物である大豆と麦についても地元産の消費拡大を目的に、助成措置を講じながら学校給食での利用を推進している県も増えている。

学校給食に対して農林水産省は週3回の米飯給食実現のための施策を実施し、JAグループも平成13年度から3年間の米飯給食5・5運動を通して、都市部では週3回、農村部では週5回をめざす取組みを展開しているが、こうした学校給食＝米消費拡大の取組みを内実ともに「地産地消の学校給食づくり」に連動していくことが課題といえよう。

3. 学校給食の場での多様な食農教育実践

(1) 熱塩加納村の実践

地元農産物を利用した学校給食を食農教育の場として活かし、実践しているのが福島県熱塩加納村である。同村には2つの小学校があり、いずれも学校ごとに調理する自校方式の給食であるが（栄養士は兼務）、そこにはいくつかの特徴がみられる。

一つは、地元産食材の利用を重視している点である。米は地元産低農薬米で（週5日の米飯給食）、野菜も地元の有機野菜を使

い、さらに保存のできる野菜は9～2月ごろまでの間に地区ごとに保護者が集めて学校給食用の倉庫に保存している。味噌、醤油も保護者農家の自家製を利用しており、食材の25%（金額ベース）が地元から調達したものである。

米は農協が、そして野菜は給食用野菜の生産者グループ「まごころ野菜供給者の会」が供給しており、月別に届ける野菜リストを栄養士に提出し、献立はそれに基づいて作成される「まずは生産ありき」の献立づくりである。地元農産物を活かすという視点は、郷土食や行事食を取り入れた学校給食づくり、いわば食文化の伝承にもつながっている。

当村で地元農産物が給食に取り入れられることになったのは平成元年からで、村では有機農業に取り組み低農薬米を生産していたが、主として都市圏の消費者に販売されていたため「地元の安全な米を子どもたちに食べさせたい」との声が保護者からでてきたことがきっかけである。栄養士の要望もあって、続いて野菜も使うことになった。

そして、その食材が食農教育にフルに活かされていることも特徴的である。栄養士は教室の巡回や校内放送で食指導や生産にかかわる情報を伝えるだけでなく、当日運ばれた給食野菜を調理場の前に生産者の名前をつけて展示し、あわせて、手作りの掲示板には、いくつかの食材の写真と説明をつけている。生産者を給食に招待して話を聞いたり、教師たちは生活科や社会科の授業と連動させる等、子どもたちが自らの食

と地域や農業とのつながりを実感的に受け止められる仕掛けをしている。

そして、もう一つの特徴は、地域の食生活を視野に入れていることである。それは、徹底した安全・手作り重視の学校給食を実施しているものの、それだけでは子どもの食の安全性を高め、かつ食を主体的に管理する能力を育むには限界があり、地域ぐるみの食生活運動の展開が必要だと考えた栄養士の問題意識からである。そこで、子どもたちには「おやつ安全カード」(おやつを買うときに注意すべき添加物を記してあるカード)を、保護者には「買い物安全カード」(原材料の確認や添加物の注意をより詳しく記載したカード)を配布している。

こうしたきめ細かな実践の成果は子どもの食生活にあらわれ、かつてJA福島中央会が実施した県内3つの小学校での食生活調査をみると、当村の子どもたちの食品添加物に対する意識やおよぶの摂取実態等に有意の差が生じていた。さらには、他校から赴任した教師に「おやつ安全カード」を使って添加物の少ないおやつを食べていることや、村産の安全な給食を食べていることを誇らしげに話すこと等は、学校給食による教育効果が子どもたちの中に身体化していることを示すものといえよう。

そしてまた、子どもが家庭の食事を問い直す働きかけをしたり、家庭の食も視野に入れた栄養士の教育実践は、食の安全性や食文化伝承等を通して村の食生活改善運動の様相を呈するようにもなっていた。それは有機農業運動の中で培った食に対する

村民の価値意識を一層確かなものにし、地域自給の広がりとお機農業の取組みをより深みを伴うものにしていくこととなった。

(2) 八雲村の実践

野菜の80%は地元産

島根県八雲村も、村内の幼稚園、小学校、中学校の給食約870食を、地元野菜を使い給食センターで調理しているが、そもそものきっかけは、昭和49年に一人の生産者が家では使い切れないと、10kg程のニンジンを経験センターに持ち込んだことから始まる。こうして学校給食で使ってくれることが口込みで広がり生産者が増えてきたことや、宅地化の進行による(松江市郊外)児童生徒数の増加で、入荷量が増加してくる中では、一定の規格を設ける必要が生じてきたため、栄養士が昭和53年に「八雲村学校給食用野菜購入選定基準」を作成し、さらに平成元年には「八雲村学校給食用野菜生産グループ」を結成した。つまり栄養士が組織した生産者グループが出来上がったのである。

現在は約30品目の野菜が地元産で、納入品目・量などについては、生産者グループ(23名)の代表と給食センターが月1回例会を開き、栄養士はそこでの報告に基づき献立を作成する。不足時には地元青果店やAコープで確保することとしているが、購入の基準も、まず地元産、次いで周辺地域、県内、それ以外の順で選定している。

さらには当日の使用量を超えて多く持ち込まれても、できるだけ地元産を引き取る

ことにし、余ったものは冷凍保存する等、地元産重視を徹底していたが、○157の影響でそれが不可能となったことから、地元野菜のウェイトは、平成10年以降減少してきた。しかし、多品目化や周年栽培化などの工夫により、13年度以降は再び80%台(量ベース)に回復している。

給食センターが地元産野菜を利用するのは「安心して食べられるおいしい給食を通して子どもの味覚と農業への理解を醸成する」ためであり、「学校給食による食農教育」の視点を強く持っている。従って、給食を基軸に教科等とも連携した多様な農業体験を組み込んでおり、幼稚園では「元気っ子農園」(園児の農業体験。生産者は収穫祭に招かれ、得意とする野菜を持参して講義)、小学校2年生の生活科では「八雲村探検隊」(給食野菜の生産農家を訪ね、給食で使う野菜の栽培体験)、そして小学校3年生は「給食探偵団」(総合学習の時間で1年間学校給食に取り組み、多様な体験授業を実施)を実施している。そして社会科で農業を学ぶ小学校5年では、自給率の学習に給食野菜の生産農家を招いて話を聞く等、幼・小一貫の食教育を実践していることも特徴的である。

こうした学校給食実践の結果、偏食の是正や食べものを大切にする心が育まれた、とのことであるが、それは不人気だった給食委員の人气が高くなったことや、給食委員の自主運営で月1回実施する誕生会バイキングの準備から徹底したゴミ分別収集による後片付け、そしてほとんど残食がないことからもうかがえるもので、「生きる力」

の基本となる食の自立性が確実に育まれていることを示している。

生産者にとっても得たものは少なくないという。一つは生産基盤の維持がある。未利用資源であった規格外の野菜が小なりといえども経済性を生み出し、それが、子ども＝顔の見える消費者に販売され、反応が直接伝わってくるために、農業に意欲的になったことである。それは質の向上や多品目化への努力につながり、結果として給食への出荷量は伸びているし、生産拡大する生産者も増え、近隣の直売所等に出荷する生産者も半数を超えるというように、生産基盤の維持につながっている。こうして学校給食への供給が農業への意欲と経済効果を生み出したことは確かで、ハウス野菜の若い女性農業者の新たな参加もあり、それは周年供給化を一步進めることにもつながっているという。

また、学校給食への出荷をキーワードに集落を超えた人的つながり、異業者とのネットワークが形成され「生きがいの創造」にもつながる等、経済的メリットを超えた成果も大きかったという。

(3) 学校給食を通じた食農教育がなぜ可能だったのか

以上の2事例は、地産地消の学校給食が食農教育機会になっている事例であるが、それでは、なぜ、地産地消の学校給食が実現したのか、なぜ、食農教育効果を上げることができたのかについて検証していきたい。

まず、地産地消の学校給食が実現した要因であるが、一つは「子どもの健全な食形成」にとって「安全性」「地元産」重視の学校給食が欠かせないとする栄養士の存在がある。その背景には商品依存の食生活が浸透してきた中で、子どもたちの健康を守るには子どもたち自身が食管理能力を高めることが必要になってきたことがある。

しかし、栄養士をこうした取組みに誘ったのは、子どもの健全な発達を願う保護者や住民の意識と協力があつたからであり、2点目としては学校給食を子どもの健康づくりの柱に位置づける住民の合意形成があつたことが指摘できる。そして、そうした住民の意識形成に大きな影響を与えたのが、熱塩加納村の場合は村ぐるみの有機農業運動であつた。当村では昭和50年代から農産物自給運動を基礎とする有機農業運動に取り組み（収入増を期待するより自らの食の見直しを重視）、そのプロセスを通して形成された村民の食に対する意識がより良い学校給食づくりへの合意形成につながつたと考えられる。

一方、八雲村の住民の合意形成は、急増してきた新住民の生活スタイルが子どもの健康に及ぼす問題が顕在化してきたことを契機とする取組みにある。具体的には、地域ぐるみで「子どもの健康を考える会」（保護者・教職員・校医・栄養士等）を発足させ、そこで把握された問題を地域課題として具体化し、学校給食をその中心に位置づけながら食改善に取り組んできた蓄積が土台になっていると思われる。学校給食を「地

域の学校給食」と認識している住民意識は、平成3～4年に実施した「学校給食における学校・家庭・地域の連携事業」（特殊法人の「日本体育・学校センター」のモデル事業）を、保護者の要望が強かつたことから、事業終了後も村単独で予算化し継続したことや、すでに異動が決まっていた栄養士を住民が引きとめたことからもうかがえるのである。

3点目には「地元の子どもの安全な食べ物を」という意識をもつ生産者の存在がある。安全な食べ物づくりや多品目化につとめ、経済効果は小さくとも、手間ひまかかる学校給食に取り組む「善意の生産者」の協力が地産地消の学校給食を支えているのである。

そして、4点目には、行政や農協の学校給食重視の姿勢を上げたい。そもそも熱塩加納村の場合は、農協が有機農業運動をリードし、行政との連携で村ぐるみの運動に発展させてきたし、まだ政府米での給食が一般的だった時に、保護者の要望に応え、財政負担により地元産米利用の学校給食を実現させたのも学校給食を重視した農協と行政の考え方によるからである。

八雲村の場合も、農協（合併前の農協）が生産者組織の窓口として対応したが、当村ではどちらかといえば行政の支援が大きかつた。生産者組織結成の際には助成金を支給し、それは現在も研修等の費用として予算化されているほか、視察研修の際にはマイクロバスを用意する等、側面からの支援も含めさまざまな形で便宜を図っている。

以上の点が地産地消の学校給食実現の要因として考えられるが、とはいえ地元農産物を利用したからといって食農教育効果を発揮するわけではない。学校給食が食農教育の場となり得たのは、第一に、教科と学校給食を連動させた教師の意識と実践、あるいは生産者との交流や栄養士からの生産現場の情報提供等が示すように、学校給食を教育として位置づけ地元農産物を「教材」として活かした実践があったことがある。それは、単に栄養摂取としての学校給食にとどめず、科学的なものの見方・考え方、自立性などを高める方向性をもった人間教育の場として位置づけた実践といえよう。

それゆえに、労働体験を重視していることも食農教育効果を高めている大きな要因だと思われる。たとえば、熱塩加納村では、校内放送で呼びかけ、子どもたちに「インゲン」のすじとり等の下準備をしてもらったり、校外学習した後に採取してくる山野草を給食に取り入れたり、学級の視察園での収穫物を取り入れている。それは八雲村も同様で、いずれも子どもたちが生産から消費(食べる)まで幅広くかかわり、自ら肌で感じる感動を通して食と農を総合化できる実践している。

加えて、「子どもの健康を考える会」の設立や「買い物安全カード」の配布にみるように、地域の食生活を視野に入れた実践をしていることも食農教育効果を上げている要因だと思われる。こうして栄養士が地域に働きかけ、子どもの食を中心に据えた地

域ぐるみの食生活見直し運動に広げていったことが食農教育実践をより効果的なものになっているといえる。

4. 地産地消の学校給食の 多面的可能性

(1) 絶好の食農教育機会

こうした地元農産物を利用した学校給食の取組みの中からは、地産地消型の学校給食がもつ多様な可能性が浮かび上がってくるが、その一つが絶好の食農教育機会となり得ることである。食農教育の目的は、農業体験を通して農業理解の土壌を深く耕し、食の自立性を高めることであろうが、教育の一環として、年間約190回実施される学校給食の場での実践は、子どもたちの食生活に大きな影響力をもつからである(拙著『学校給食を考える』日本経済評論社、参照)。

とはいえ、飽食の時代に生きる子どもたちには単なる「栄養教育」として「望ましい食」を言葉で伝えても心を動かさない。しかし、そこに地元農産物が登場し、給食を題材にして農業や農産物のことを伝えることができれば、それを通して、子どもたちは嫌いな野菜はどうすればいいのか、を問い掛けられることになり、自分の健康と地域の農家や農産物との関係性を学び、主体的に食べる力をつけることになる。そしてまた、地元農産物と結びついた学校給食は、生産者との交流や農業体験も教材として組み込むことができるため、絶好の食農

教育機会となり得る。

(2) 地域の食と農の再生

かつてのO157問題にしても、BSE問題にしても、食品の安全性にかかわる問題が勃発すると真っ先にでてくるのが「学校給食からの撤退」であり、そして「学校給食への復帰が安全宣言」を示す。こうした事件がおきると、食品産業の学校給食への関心の大きさをまざまざと見せつけられることになるが、それは子どもたちの食生活形成に及ぼす学校給食の影響力を認識しているからである。従って、そこに地元農産物が利用されれば給食献立は地元の生産実態に即したものに変わっていき、風土にあった子どもの食生活形成に連なっていく可能性をもつ。

そしてまた、事例も示すように、学校給食を基軸とした「子どもの健全な食形成」のための実践は、地域の食生活も視野に入れた取組みとあいまって、住民の食と農への関心を高めながら地域の食生活形成をリードする可能性も内包してくる。

従って、学校給食での地元農産物利用は学校給食の地域自給率を高めるだけでなく、地元農産物に対する地域内での新たな需要を創造することにつながる等、地域農業にも少なからぬ影響をもたらす。食料自給率を下支えしているのが辛うじて維持されている日本型食生活にあることを考えるとき、学校給食を基軸に地域の自給度を高めていくことは、地域農業振興の方途となり得る。

いずれにしても、地元農産物利用の学校給食は地域社会における食(生活)と農(生産)を結合させ、再生していく一つの契機となると思われる。

(3) 循環型地域社会形成への貢献

こうした地域における食と農の結合は地域経済にとっても少なからぬ影響をもたらすと考えられる。例えば、学校給食の食材市場は約5,000億円(主として保護者負担の学校給食費)と推定されるが、地域への経済効果について、学校給食に地元野菜を供給している宮城県古川市の中沖グリーンファームが試算した結果をみると、食材費のうち野菜代が占めるのは一食当たり小学生30円、中学生37円とし、同市内の児童生徒数8,000人分で計算すると、野菜代は年間4,700万円になるとしている。無視できない経済効果といえるが、こうした直接的効果に加え、前述したような新たな生産と需要を創出する可能性もあり、経済の地域循環を生み出す。

さらに、学校給食での地元農産物利用は、その残滓が土に返る資源の循環システムを作り出す。すでに、学校給食の残菜を堆肥化する取組みは散見されるが、最近では、滋賀県の「菜の花エコプロジェクト」(町内の休耕地で菜の花を栽培し、菜種油を給食に供給、廃油は精製して公共施設の空調や自動車に使用)や、山形県長井市の「レインボープラン」(家庭ゴミを堆肥化し生産した有機農産物を家庭や学校給食に提供)のように、循環が見えやすい形として学校給食を

組み込む事例もみられる。今後こうした循環の中に学校給食をより積極的に組み込むことで、循環型社会システム形成に貢献できるのではなかろうか。

また、学校給食に地元農産物を供給するが生産基盤の維持につながっている事例は山村部、都市部を問わず少なくなく、地域環境の保全機能も持ち得る。

以上のように、学校給食は地元農産物を利用することを通して、地域環境の保全も含め循環型の地域社会づくりに一定の役割を果たし得ることを示すものといえよう。

(4) 地域社会の活性化

地元農産物利用の学校給食を実践するには、多様な食材の供給力が求められるので、地域の生産力を活かすことが必要となるが、その一つとして考えられるのが高齢者や「直売所」の活用である。長寿社会においては「働きたい」「社会参加したい」という意欲を持つ高齢者は少なくなく、定年退職者がグループを作って学校給食野菜を生産する事例も各地にみられる。そしてまた「直売所」も、兼業農家の女性や高齢専業農家が中心的担い手になっている場合が多いし、多様な生活作物を生産・販売しており、学校給食の食材提供者として最適であろう。こうした小規模農家や高齢専業農家の場合は、規模を縮小したり、出荷にかかる手間等の関係から市場出荷が困難になり、農業からリタイアせざるを得なくなるが、もし地域市場が拡大されてくれば生産の継続が可能となり、地域資源(土地・人)

を活かすことができる。

さらに「子どもたちに安全な地元の農産物を」という呼びかけは幅広い人々の共感と参加を誘う動機づけになり得るもので、学校給食用の食材生産を通して、新たな共同の関係性も生まれてくる可能性もある。また、事例も示すように学校給食は家庭と地域、学校を密接に結びつける機能をもつし、地元農産物の利用は地域の食文化の掘り起こしや地域資源を見直す動機づけともなり、人々の地域への関心を高めることとなろう。

こうして学校給食での地元農産物利用は、そこから多様な活動と人々の参加を生みだし、広げる可能性をもつもので、幅広い人々を「食」をキーワードとする場面に誘い、地域の人々の共同関係を強める方向性を持つといえよう。

5. 食農教育を拡充するための課題

こうした多様な可能性をもつ地産地消型の学校給食を広げていくことは、地域農業振興にとっても不可欠の課題であり、農協にはその取組みを強化していくことが求められるが、それは、政策課題となっている食農教育の内実を豊かにする上でも欠かせない。そしてまた、「地域の教育力」が期待される食農教育への取組みは、地域における農協の存在意義を高める上でも必要になっている。そこで、地産地消の学校給食を基軸にした食農教育を拡充していく上で

の農協の課題を整理してみる。

(1) 食農教育に対する合意形成

まずは、食農教育に対する子どもや保護者、教育関係者、さらには国民的な合意形成を進めていくことが必要であろう。しかし、学校給食についても「廃止」や「食中毒」問題等がもち上がったときを除けば保護者の関心が弱いことが示すように、経済合理性の価値観が食の分野まで浸透していることから、食への関心も合理性に連なるものが多い。そしてまた、食の外部化・簡便化とともに食と農との乖離が進み、食を通して農をイメージできなくなっている現代においては、農業への関心はさらに弱く、農業体験学習についてはなおのことであろう。

子どもたちの農業観をみても「農業と聞いても何も思い出せない子ども」(平成12年度食料・農業・農村白書)が少なくないことが示す通り、存在すら意識できない。農業学習が正式なカリキュラムとなっている小学校5年の教科書をみても、農業や農家の現状を正確に伝えるものとはなっていないし、座学中心で体験と結びつけた学習は少ない現状の中では、農業に対するイメージは希薄にならざるを得ないのである。

こうした中で食農教育を進めるにはこれまでの経済合理性や学力重視の価値観と対峙しなければならず容易ではないが、まずは農協が具体的な取組方法(地元農産物の学校給食への提供、農業体験カリキュラムなど)を提示しつつ、同意を得られたことを具体化しながら、実践事例を通してその成

果等を広めていくことが必要だと思われる。

(2) 食農教育の総合的な実践

その場合、不可欠なのは食教育や農業体験等を総合的に実践することである。それは、これまでも農協は子どもを対象とするさまざまな農業体験学習を実施してきたが、「収穫体験」等の部分的な体験にとどめている場合が少なくなく、それでは「苦労」や「面白さ」を表面的に体験することになりかねず、「農」のもつ全体性を実感的に受け止められないからである。加えて、米づくりにしても野菜栽培にしても、作物の栽培を重視する体験が中心で食の視点が弱く、子どもたちが作物と自分の食生活や健康、あるいは地域で育まれてきた食生活と作物との関係等を総合的にとらえることが難しいという問題もある。

そしてまた、子どもを対象とした料理教室や農産加工に取り組んでいる女性たちの活動の中にも、生産から消費に至るプロセスを組み込んでいるものは多くはない。

しかし、食教育にしても、農業体験にしても、その目的である食の自立性=生きる力を育むには生産から消費までのプロセスを体系的に教えることが欠かせず、両者を総合的に実践することが必要であろう。加えて、こうした視点と実践を現実のものとするには、生産(農)=男性、生活(食)=女性という性別役割分業の構図や、担当部署ごとの縦割型の取組み等を見直すことも必要であろう。

(3) 食農教育機会になり得る学校給食 運営

実践的課題として重要となるのは食と農の結節点に位置する学校給食を食農教育機会として活かすことであるが、その前提となるのは食農教育実践が可能な運営システムである。事例にみるように、学校給食を通じた多様な実践が子どもや地域住民の食生活に影響を及ぼしているわけであるが、そこには教育として位置づけ、実践されている学校給食と、その基本に地元農産物が据えられていることがある。自らの健康と関連づけながら食を主体的に管理できる能力を育むには、単なる「栄養教育」だけでなく、食の全体性を学べる仕組みが必要であり、その方法としてもっとも有効なのが学校給食に地元農産物を組み込むことであろう。

従って、農協が食農教育に取り組む上ではその一つとして地産地消の学校給食づくりを推進することが必要となるが、そのためには地元の多様な農家を取り込み多品目生産の仕組みを作ることや、その供給システムの構築が求められる。その場合、直売所や小規模生産者のグループ等を中心にしつつ、大規模な生産者や農協がこれらをフォローする仕組みを創造していくことが現実的なものではなからうか。農協は、「地産地消」運動や消費者との顔の見える関係、あるいは農業・農村への理解を進める事業に取り組んでいるが、その出発点には「地元子ども」を位置づけるべきであろう。

しかし、地元農産物を使った学校給食を

実現する上で必要なのは給食現場との合意形成である。これまで給食現場が地元農産物の利用に消極的だったのは「規格が不ぞろいだし、生鮮品は加工品より手間隙がかかる」等の理由であるが、現在進められている「合理化施策」(給食施設の大規模化、調理の民間委託、調理員の削減・パート化等)は、そうした阻害要因を一層加速する可能性がある。調理体制が脆弱になると購入や調理に手間ひまのかかる地元産は使いにくいし、民間委託になると食材の大量購入や加工・冷凍食品が多用されることとなるからである。従って、農協が地元農産物利用の学校給食を広げていくには、学校給食の運営体制等にも関心を寄せることが必要であろう。

(4) 地産地消運動の具体的実践

農産物自給運動の今日的意義

さらに、地産地消運動を広げ、かつ内実を豊かにする取組みも、食農教育の充実にとっては重要だと思われる。とりわけ農産物自給運動に取り組む意義は大きい。この運動は、減反政策の導入によって打撃を受けた農家経済を補填するために、飲食費の節減と米に替わる収入源づくりを目的に、農業女性たちが昭和40年代以降に取り組んできたものである。しかし、運動が広がるにしたがって、経済成長とともに浸透してきた食の外部化への対抗措置としての性格を埋め込みながら、わが家の食の見直しと自給の追求から地域的な広がりをもって進展し、その取組みの中からは「直売所」「農

産加工」「学校給食への供給」等の取組みが生まれ、地域の食と農を問い直す方向性をもって展開されてきた。このことは、有機農業に取り組む中で経済重視の声がでてきたため、その基軸に自給運動を据えたことが住民の食生活と意識の変化をもたらし、地産地消の学校給食に結びついていった熱塩加納村の事例も示すところである。その意味で、農産物自給運動は商品経済に絡め取られた食生活を自らの手に取り戻すことを通して、生活者としての自立をめざした大人たちの「生きる力」を醸成する運動だったともいえる。従って、食農教育への合意形成や総合性のある食農教育を実践する上では、食や農に対する地域住民への働きかけと、それを通じた意識改革は欠かせず、そこでは農産物自給運動への取組みが重要な意味を持つてくる。

さらに、農産物自給運動を通して、地域で多様な自給生産を試み深めることは、学校給食への地元農産物供給の基盤をつくるとともに、教育的視点をもつ食農教育の担い手の創造にもつながろう。そしてまた、農産物自給運動は、食の画一化・外部化に対抗するものとして都市部で展開されているスローフード運動と、その価値観や活動の方向性に共通性がみられるので、都市サイドと連携した、取組みを広げることも必要だと思われる。

いずれにしても、食農教育を推進する上では大人たちの食と農を問い直す活動が必要であり、地産地消運動、とりわけ農産物自給運動はその基盤づくりとなり得るもの

で、その取組みを拡大し、学校給食の多様な機能や可能性と切り結んでいくことが必要だと思われる。

(5) 食農教育の体制整備

食農教育を充実していく上では「総合的な学習の時間」の活用は欠かせず、食と農をテーマとして取り上げるよう教育委員会や学校等に働きかけることは緊急の課題といえる。同時にハード面・ソフト面の体制の整備が必要であるが、ソフト面について言えば、教える側が食や農の大切さを理解していなければ子どもたちには伝わらないので、教育的視点をもった人材の育成・確保は欠かせない。その一つが農業現場の人材育成である。教師がいのちや食文化をいかに上手に解説しても、生産・加工の長いキャリアをもつ人々のもつリアルな教育に、とって変わることはできないので、多様な現場実践者を食農教育の担い手として位置づけ育成していくことが必要であろう。さらに、総合的实践にとっては地域内の多様な人材のネットワーク化も欠かせない。

また、子どもたちが共感をもって受け止められる教育的実践や、地元農産物を教材として活かすには教師や栄養士などの農業理解が必要となるので、教育現場への働きかけも欠かせない。

加えて、食農教育が広がってくると、こうした活動や担い手をどう位置づけ、処遇するかという問題も避けて通れなくなってこよう。子どもたちの農業体験を受け入れ

たり、多様な食農教育を実施している人々はボランティアであることが多く、「活動をすればするほど金がかかる。地域活性化に役立つので仕方ないが」との声も聞く。経済的対価を求めて実施しているわけではないものの、継続性や人材としてのレベルアップなどを考えると単なるボランティアにとどめていいのかを検討すべきであろう。それは「手間はかかるが、地元の子どもに食べてもらう喜び」で学校給食野菜を作る生産者にも、そしてまた、「学童農園」等、子どもの農業体験に至れり尽せりの支援をしている農協にも通じることであろう。子どもの「生きる力」を育むという社会的・公共的役割を担う事業をどう位置づけるか、行政等とも連携しつつ一定の制度づくりを検討することも必要なのではなかろうか。

(6) 行政との連携

食農教育を実効性のあるものにする上で欠かせないのは行政との連携である。それは、行政の食農教育に対する意識や位置づけが、地域における食農教育の動向に大きな影響を及ぼすからである。例えば、学校給食に地元農産物を取り入れるか否かは、栄養士の意向だけでなく行政や教育委員会の考え方や方針とかがかわるし、地元農産物利用が可能な給食運営体制 調理体制や給食施設など)にできるかどうかは行政の方針が決定的である。「地産地消」の学校給食が進展しているのも行政の方針や財政的な支援が大きな要因となっていることは、2つ

の事例をみても分かる。

さらには、学校給食に対する栄養士の意識や行動等も、そして教師が教科の中に学校給食や農業体験等を組み込んだ授業ができるか否かも、それぞれ個人の資質だけでなく教育委員会等の方針に左右される。教科書がない「総合的な学習の時間」に食と農をテーマとして取り上げるか否かは各学校に任されるものの、そこには行政や教育委員会等の方針が投影されてこよう。

従って、食農教育をすすめる上で行政との連携は決定的に重要であるが、同時に行政には、農業振興策の中に地元農産物の学校給食への活用を位置づける等の施策を要請していくことも必要であろう。そしてまた、学校給食で使用する米・大豆・小麦については経済連や農協が助成しているが、アメリカでは学校給食で使用する農産物には国産を義務付けるとともに農務省予算の約1割を使って助成している。従って、政策課題となっている「生きる力」を育むための食農教育実践学校給食について、その位置づけと財政的支援等を行政に要請していくことも必要だと思われる。

(7) 食に関する農協の意識改革

女性参画の促進を

農林水産省や農業団体が食農教育に取り組むことに至った理由をみても分かるように、食農教育は自給率の問題にかかわる日本農業にとっての長期的な課題であり、地元農産物による学校給食実践はそれに向けての実践課題と位置づけられよう。

すでに1年間100時間を超える「総合的な学習の時間」の導入に向けて実に多用かつ膨大な企業がメニューや教材の提供にしのぎを削り、これに学校の週5日制の導入も加わって、子どもたちが手にした自由な時間をターゲットとする市場競争が繰り広げられている。食品企業も、現在と将来の市場形成力をもつ子どもたちに向けて、昭和30年代から学校給食用食材を積極的に開発・提供しているし、「食と農」をテーマに「総合的な学習の時間」への働きかけも始めている。

その一つに、全国1,000の小学校に10万本のトマト苗を配布する「トマト苗プレゼント事業」を実施している食品産業がある。無料で応募校に配布し、児童が1本ずつ校内の畑や鉢に植えて収穫まで育てるものであるが、同社では、こうした食育事業を社会貢献活動と位置づけ、13年度から地域密着型に方向転換し、「もっと地域に入り、野菜と健康という企業イメージを浸透させたい」としている。スーパー等にも食農教育を企業戦略の中に位置づける事例がみられるが、食への関心の高まりと、「総合的な学習の時間」の実施を背景とした「子どもをターゲット」とする戦略といえよう。

しかし、体験を重視し、地域の教育力を活かして「生きる力」を育むことを目的とする「総合的な学習の時間」にとっては食と農による学習がもっとも合致しているし、加えて、地域と連携した実践が求められているので、食と農のプロ集団であり、かつ地域組織としての農協こそがリーダーシップを発揮していくことがふさわしい。

その場合、農協に求められるのは、食の問題や子どもの問題を農業や地域再生の課題として受け止められるか否か、いわば、経済性や効率性重視の食や農に対する価値観を見直すことが求められる。そうした視点にたって取り組まないかぎり、たとえ地元農産物を学校給食に供給しても、また農業体験学習に取り組んでも、そこに農業の教育力を発揮しきれないのではなかろうか。

同時に、真に教育的効果を発揮し得る食農教育に取り組む上では、食や農を担い、これらの課題を深く認識し得る女性が農協の意思決定の場に参画し、教育的視点をもった食農教育実践を展開していくことも必要だと思われる。

(副主任研究員 根岸久子・ねぎしひさこ)

農業技術力低下から教育を考える

循環型社会形成をめざして

〔要 旨〕

1. 平成5年産米での大凶作の折、深水管理への取組みの有無によって被害程度に大きな差が出たこと、また、カメムシ等病虫害等発生増加にともない、それらの基本に農業技術力の低下があることを懸念する声も聞かれる。
2. 技術力低下を直接裏付けるデータは存在しないものの、これを懸念する声は多く、高齢化による担い手交代にともなう技術伝承不十分、兼業化の進展による自然条件と無関係でのスケジュールに沿った農作業実行、圃場見回りや水管理の不足等が指摘されている。
3. 特に稲作では兼業農家が多く、食管理制度等による保護が継続されてきたこと、機械化がすすみマニュアル化が容易であったことから最も技術力低下が著しく、品質低下、価格下落、耕作放棄等によって“瑞穂の国”の根幹が揺らいでしまうことが懸念される。
4. 農業技術は在来技術と近代化技術に二分されるが、近代化技術は効率性重視の一方で、農業・農地の持つ持続性・循環性の無視・破壊等弊害が顕在化している。
5. 技術は、圃場の見回り等観察による実態把握と、自然に対する畏敬の念、農作業を単なる労働以上と感じる心、景観への誇り等、農の心と一体となって機能するものであり、農業が生産効率追求に偏重するのにもなって観察眼、農の心も失われてきた。
6. WTO体制下で食料自給率が低下し、中国野菜の輸入が増加する中、農地は狭小で傾斜地が多く、自然条件は変化に富み、植生も複雑な我が国では、近代化技術によるコスト低下追求には限界があり、農業技術の方向性は環境保全型農業、適地適作、多品種少量生産にある。
7. したがって持続型循環型農業に対応したオルタナティブな技術を、観察、農の心をも前提とし、地域条件を踏まえて利用すべきであって、これにともない農業・農政は中央主導型から地域優先型へと抜本的転換を迫られることになる。
8. 農業技術の普及教育についてもマニュアルによる画一的対応ではなく、地域条件に即しての体験的指導が必要とされる。その際、70歳前後から80歳ごろまでの篤農家の経験・知恵を受け継いでいくことがポイントとなる。
9. 食農教育は食教育と農業体験を総合的に展開するものとして位置づけられている。最も近代化の矛盾が顕在化してみえる、農業、農業技術、さらには食農教育における見直しの視点は、他領域の見直しにあたって重要な示唆を与えるものであって、持続性循環型、生態系重視が共通するコンセプトとなると同時に循環型社会形成のためのキーコンセプトでもある。
10. 70、80歳前後の篤農家の持つ技術、観察眼、農の心は世代を超えて引き継いでいくべき財産であり、日本人のアイデンティティをなすものでもある。これらを重視した農業技術、教育等システムへの見直しが求められるが、そのカギは「地域」にあると考える。

目次

- 1. はじめに
- 2. 農業技術力低下の諸事象
 - (1) 稲作に見る事象
 - (2) 稲作とその他農業等との比較
- 3. 農業技術力低下の構図
 - (1) 農業技術の概念とその特徴
 - (2) 技術と観察・農の心
 - (3) 農業技術力低下の構造
- 4. 日本農業と農業技術の開発方向
 - (1) 複雑・多様な自然条件と日本農業
 - (2) 農業技術の方向性
- 5. 農業教育と農業技術
- 6. 環境教育そして食農教育へ
- 7. むすび

1. はじめに

近時、農業技術力の低下、地力の低下等を嘆く声、あるいは懸念する声をしばしば耳にするようになった。

農業技術力の低下についていえば、例えば平成5年(1993年)の稲作は冷害による大凶作に見舞われたが、深水管理等きめ細かな栽培等管理を行った一部の農家での被害は相対的に軽かったことから、全般では管理の不足、農業技術力の低下が指摘された。また、このところ増加しているカメムシの被害については異常気象、地球温暖化をその基本原因としてあげるむきも多いが、農事組合法人サカタニ農産の奥村代表は、地球温暖化にともなう異常気象等の影響はもちろんあるにしても、昔はそれに対応した技術によって品質劣化をある程度までは食い止めることができたはずであり、根底には農業者の高齢化によって担い手が世代交代しながらも、篤農家が保有していた技術が次代に十分受け継がれてはいない

こと、すなわち農業技術力が低下していることを指摘しておられる^(注1)。そしてこうした話、特に奥村氏の話^(注1)を耳にして以来、機会あるごとに会った生産者、農業関係者にこうした話を持ち出してみているが、異口同音に「それはそうかもしれない」との反応が専らで、積極的同意ばかりではないにしても、そうしたことは大いにあり得るとの感触をもつ人がほとんどであり、暗たんなる思いにとらわれざるを得ないのである。

筆者が奥村氏の話^(注1)を伺った際に、まず脳裏にひらめいたのが「農業よ、お前もか」という思いであった。資源の乏しい我が国の経済がここまで発展してきた大きな理由は、世界に冠たる優秀な技術と勤勉性の存在にあったとされる。その技術が後継者不足、あるいは機械、IT等への代替、さらには海外への技術流出によって、次世代に伝承されることも少なくなり、特に『ものづくり日本』^(注2)を縁の下で支えてきた多くの中小企業が存続の危機にさらされているのである。今、こうした中小企業での技術喪

失，技術力低下が，その基盤を揺がせているわけであるが，まったく同様の動きが農業の世界でも進行しつつあるのである。

我が国の食料自給率は40%（カロリーベース2000年）にまで低下しており，さらに野菜等で中国からの輸入攻勢を受けているが，定時・定量・定質・低価の輸入物に対抗し，我が国農業を維持・存続させていくためには，安全性確保に加えて高品質の農産物を生産していくことが前提となる。しかしながらWTO再交渉で一段の関税率低下が懸念される中，技術力低下はボディーブローのように効いて，農産物生産，食料自給率の一段の低下要因ともなりかねないのである。

現状，農業技術力の低下については直接，これを客観的に裏付けるデータ等はまったく存在しないが，データで立証可能になってからでは遅きに失することから，本稿ではあえて本問題を取り上げ，その問題の構図を明確にすることによって警鐘を鳴らすとともに，本問題に対処していくための技術開発，農業教育の見直し方向について考え，あわせて食農教育との連携をつうじて循環型社会を形成していくことが技術力低下を食い止めていくための抜本策にもつながっていくことについて述べてみたい。

（注1）農事組合法人サカタニ農産代表奥村一則
「二人のお客に喜ばれる米づくりを 借地型大規模経営に生きる」『農業構造改善』2002年3月号

（注2）朝日新聞2002年3月14日付け記事

2．農業技術力低下の諸事象

（1）稲作に見る事象

はじめに，先に取り上げた奥村氏の述べ（注3）
ておられるポイントを確認しておきたい。

技術力低下は徐々に進行してきたが，「もし技術水準が高かったら，米価が5，6%ぐらい下がっても大丈夫です。反収アップなどでカバーできますよ。ところがここ10年，15年はそれができないぐらい技術力が低下し，価格下落と合わせて経営に影響を及ぼし始めています。」「今まで日本の農業がやってこられたのは，継続的に親から子へと基礎的な技術を継承していたからです。親子と一緒に農業する15年，20年の間に技術を学んできた。この伝承が10年，15年前から途絶えてしまいました。」

そして具体的に，伝承されていない技術として次の事柄を例示している。

- ・高温のときに，営農指導員や普及センターの指導で，田にいっせいに水をはるが，入れっぱなしで循環させないため，水温が40℃にもあがって，稲の根がかれてしまう。

- ・基本的に植物生態系についての基礎知識がない。

- ・また，そのような知識を取り入れられる農法，栽培体系になっていない。

そして基本には「意欲低下 = 技術力低下」があると嘆いておられる。

続けて奥村氏以外の多くの生産者，農業関係者からの話も総合して，上記以外に指

摘されたことをあげておきたい。

- ・兼業化がすすみ、兼業を優先して作業スケジュールを決めるため、適期での作業、自然条件の変化に対応した作業ができない場合も多い。特に、田植えは全国のかなりの地域で5月連休に行われている。

- ・毎日の圃場見回りや、こまめな水管理が行われていない。

- ・田植機、コンバイン等の運転技術は持っていても、田圃をキャビンから眺めるだけで、“稲の顔”を見ながら作業する技術は持っていない。

- ・防除等も防除暦に従がって行われ、圃場を観察し、病虫害の発生を予察しての防除が行われていない。

- ・農作業のほとんどがマニュアルに沿って行われ、圃場条件の違いに応じた作業が行われていない。

- ・地力の低下については、堆肥作りの手間を省くため、あるいは耕地への堆肥投入のための労働力不足から、化学肥料を多投するものが多い。

- ・自ら工夫し改善していくためには一定レベル以上の技術力が必要であるが、これがないために農業改良普及員や農協営農指導員に何から何まで依存し、自主性・自立性に欠ける。

加えて、このような生産者そのものに対する指摘にとどまらず、指導にあたる側の農業体験が不足し、現場を十分に理解できていないため、マニュアルによる画一的な指導しかできていない、という意見も多い。

(注3) (注1)資料,および奥村氏本人からのヒアリングによる。

(2) 稲作とその他農業等との比較

以上は稲作を中心とした話であるが、技術力低下は稲作で最も著しいというのが大方の見方である。

これは果樹、園芸、畜産は輸入自由化が進行する中で、相対的に技術力が劣後するものは淘汰され、一定以上の技術力を有するものだけが生き残ってきたのに対して、稲作では担い手の多くを兼業農家が占めており、しかもそのほとんどが休日での作業を前提にしていることが第一の理由と考えられる。

第二に、稲作が食糧管理制度及びあらたな食糧法の下でも厚い保護を受けて、競争原理が十分には働いてこなかった面も指摘されよう。

そして第三に、水田稲作では機械化が最もすすみ、管理技術もマニュアル化、画一化しやすかったことが考えられる。

したがって今後、“最後の聖域”である米、稲作に対する保護が低下し、一段と競争原理にさらされることが予想される稲作では、技術力を有し高品質の米を供給可能な一部の稲作農家と、低技術力で兼業収入に多くを依存する大半の稲作農家とに分かれ、全体としては品質低下、耕作放棄による生産量の減少と輸入米の増加等にもなう一段の米価低下招来という悪循環に陥り、“瑞穂の国”の根幹が揺らいでしまうことが懸念されるのである。

3. 農業技術力低下の構図

(1) 農業技術の概念とその特徴

次に農業技術力が低下してきた構図をみることにするが、これに先立って農業技術の概念を整理しておきたい。

時間軸を中心した概念整理をすれば、機械化、農薬・化学肥料導入以前の在来技術と、機械化、農薬・化学肥料を中心としたいわゆる近代化技術とに二分される。近代化技術には、より技術を進歩させ、近代化技術の欠点をカバーしたり、環境変化にも対応可能な技術としてのオルタナティブな技術も含まれよう。

また、人類が生存していくにあたって不可欠な食料生産を担う農業という基礎的産業であるという位置づけを重視すれば、持続型循環型技術と非持続型循環型技術とに分けることも可能である。

技術の詳細について述べる能力はないが、ここでは、農業技術力低下の構図、基本原因をみていくことをねらいとしていることから、とりあえず前者の時間軸による概念に沿って農業技術力低下の特徴等をあげてみる。

a. 在来技術

近代化技術が導入される以前は、人力を基本として、一部畜力が利用されていたにすぎない。すべてを自然に依拠し、天候等の変化をモロに被ってきた。江戸時代、さらには明治時代に入ってから開田が国家

政策として推進され、北海道でも稲作が可能となったが、厳しい自然条件に適合していくために品種改良はもとより、多くの工夫・知恵・努力が積み重ねられてきた。

こうした中で形成されてきた技術は自然との調和なくしては存在しえなかったことから、持続型循環型の技術であったが、近代化技術に比較すれば単位あたりの生産性・効率性は低いものであった。

また、在来技術を広くとらえれば、直接の栽培技術だけにとどまらず、堆肥等製造・利用技術、生産物の加工技術、さらには畦や畝作り、石垣を組んでの棚田や水路づくり、それらを利用したの灌漑等ハード、ソフト両面にわたる技術の複合体・総合体でもある。

ここでの生産者はまさに“百姓”であり、農業は生業であるとともに生活と一体となったものであって、長い年月をかけての知恵・工夫の積み重ねにより複合的・総合的で持続型循環型の技術が磨き上げられてきたのである。

b. 近代化技術

日進月歩する技術の進歩には、まさにさまざまのものがあつた。近代化技術は農業機械と農薬・化学肥料の利用をはじめとして、育種(品種改良)、土地・水利基盤整備技術、環境制御技術、環境制御技術などがあげられるが、その特徴としてあげられるのが、生産性・効率性重視であるとともに、標準化、画一化が容易である、ということである。

こうした近代化技術は経営規模の拡大、コスト低減、農家の労働負荷軽減、産地育成とブランド化等に大きな役割を果たすとともに、兼業化を可能にし兼業収入の増大による農家所得向上をもたらしてきた。

その一方で、2章であげたような問題を発生するとともに、農薬・化学肥料多投による環境汚染等をも招いてきた。

すべてのものが“光と影”の両面を有するが、近代化技術は効率性重視が行き過ぎて、農業・農地が持つ持続性・循環性の無視・破壊と、自然環境の変化や地域条件の相違等への弾力的対応を困難化してきた面があることは否定しがたい。

こうした問題点を克服する技術の開発・研究も盛んにすすめられており、従来の近代化技術の枠を越えた、オルタナティブな近代化技術も登場しつつある。^(注4)

(注4) 内外でオルタナティブな農業技術、農法の開発への取組みが行われているが、個別技術から農法まで幅が広く、また耕種・果樹・畜産等対象領域も多様であり、ここでの紹介は困難であるが、イメージを得るためにごく一例だけあげておけば、バイオ集約的なミニ農業(堆肥、微生物利用、マルチや配合土、被覆作物利用、天敵、輪作導入等)、集中管理によるローテーション放牧(MIRG)等々。(ポール・ホーケンほか『自然資本の経済』328～332頁)

(2) 技術と観察・農の心

ここで技術とあわせて強調しておきたいのが、観察と農の心である。ともすれば技術論そのものだけで技術が語られがちであるが、技術が技術として有効に機能し得るためには、これとあわせて「観察」と「農の心」の存在が不可欠である(第1図)。

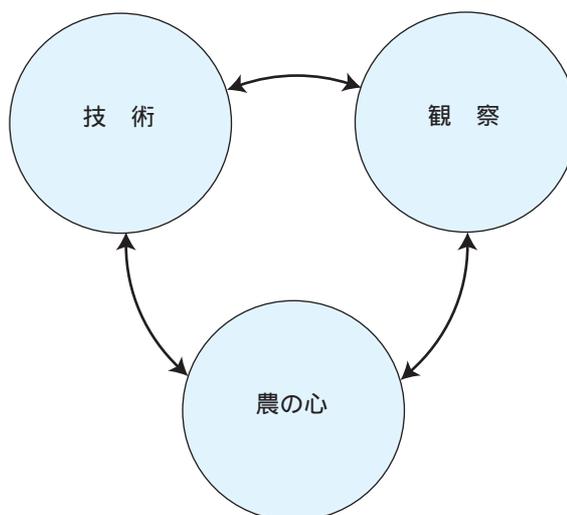
a. 観察

観察はその対象とするところによって多様な内容を有している。

その一つは種を播く時期等を花の咲く時期等で判断するもので、各地でそこで栽培される農産物に見合った栽培暦が作られてきた(第1表)。また、山にかかった雲の形、花の咲き方、鳥の飛行等をみて天気を予測することが、ごく普通、日常的に行われてきた。^(注5)

それから圃場をまめに歩きながら、作柄、病虫害の発生状況等田圃の様子をうかがうことが当然のこととして行われてきた。これにともなって水を調節したり、畦を塗ったり、堆肥を投入したり、さらには必要に応じて農薬等の散布を行ったりしてきた。また、天敵の発見・利用や、野菜の組み合わせ等も経験的に蓄積され、輪作体系(第2表)、混作・間作、あるいはコンパニオンプランツ等が見いだされてもきた。^(注6)

第1図 技術・観察・農の心の三位一体的関係



資料 筆者作成

第1表 草花の開花からみた野菜のまきどきのめやす

	草花類の開花	野菜の種類	まきどき	収穫
3月	ウメ ボケ クロッカス アザレ レンギョウなど	ジャガイモ サトイモ ラデッシュ	中旬 下旬 中旬	6月下旬 10月中旬 4月下旬
4	ソメイヨシノ サクラソウ チューリップ キンセンカ デージー シバザクラなど	インゲン スイートコーン シュンギク	中旬 中旬 中旬	6月中旬 8月上旬 5月下旬
5	ツツジ アヤメ ヒナゲシ ポタン バラ シャクヤクなど	ナス(苗定植) ミニトマト(苗定植) キュウリ(苗定植)	中旬 上旬 上旬	7月中旬 6月中旬 6月上旬
6	ハナショウブ ダリア グラジオラス サルビア マリーゴールドなど	ニンジン(夏まき系) コカブ キャベツ	上旬 上旬 中旬	7月上旬 7月上旬 9月下旬
7	アサガオ ヒャクニチソウ カンナ サルスベリ スイレンなど	ニンジン(夏まき系) ブロッコリー ヒトモジ	上旬 中旬 下旬	9月下旬 10月中旬 10月中旬
8	オシロイバナ ケイトウ アスター オミナエシ など	ダイコン ハクサイ サラダナ	下旬 下旬 下旬	11月下旬 12月上旬 10月上旬
9	コスモス マリーゴールド ヒガンバナ サルビア コギクなど	秋まき用ニンジン コカブ コマツナ	上旬 上旬 中旬	明春 5月上旬 10月中旬 11月下旬
10	コスモス ダリア カンナ キクなど	ホウレンソウ キャベツ(苗定植) ソラ豆	上旬 中旬 下旬	2月上旬 明春 4月中旬 明春 5月中旬
11	ナンテン(実) サザンカ ウメモドキ(実) ムラサキシキブ(実) シクラメンなど	タマネギ(苗定植) タカナ	中旬 上旬	明春 5月中旬 明春 4月中旬
12	ナンテン(実) 寒ツバキ ハボタンなど	ハクサイ ダイコン	貯蔵 貯蔵	明春 明春

資料 古賀綱行『野菜の自然流栽培』農山漁村文化協会
(注) 古賀氏は熊本県上益城郡清和村で営農。

第2表 野菜の相性くらべ

	好きです	きらいです
ト マ ト	ブロッコリー、スイートコーン、ネギ、キャベツ	ジャガイモ、ナス、ピーマン、キュウリ
キ ュ ウ リ	ホウレンソウ、タマネギ、スイートコーン	ダイコン、ニンジン、ゴボウ、カボチャ
ダ イ コ ン	ネギ類、マメ類	キュウリ、ニンジン、ゴボウ、スイカ
ナ ス	カボチャ、大豆、小豆、スイートコーン	トマト、ピーマン、ジャガイモ
ニ ン ジ ン	ハクサイ、キャベツ、ネギ	キュウリ、トマト
タ マ ネ ギ	ダイコン、キヌサヤ、スイカ、メロン、キャベツ	ネギ類
スイートコーン	ハクサイ、ブロッコリー、トマト、エンドウ	ダイコン、ニンジン

資料 第1表と同じ

こうした中で注目されるのが、福岡県の宇根氏が中心となって推進している虫見板による観察で、これは生物の多様性を実感させてくれると同時に、循環型農業への道筋をつけてくれる貴重なメソッドであるといえる。^(注7)

b. 農の心

自然に対する畏敬の念、いつくしみ、農作業が単なる労働でなく、それ以上のものとして喜び、楽しさを感じる心、田畑およびまわりの自然が織り成す景観へ

の誇り，子々孫々まで美田を美田として維持し，引き継いでいこうとする気持ち，資源を大事にし，ご飯を一粒たりとも捨てることのない思い等をさす。^(注8)

これらの根底にあるのが，農産物は「自らの生産物」「自らが育てたもの」ではなく，「自然の恵み」「おのずと育ったもの」であって，農業者はこれに若干のお手伝いをしたにすぎない，という認識，感受性で^{(注9)(注10)}ある。そして農業者は自らの観察によって自らの圃場を最もよく知り，自らの責任でこれに手を加えて栽培し，その果実をいただくわけで，そこには生活の自給とあわせて自主性・自立性がその軸として貫いているのである。

(注5) 「草木から教わる自然流の天気占い」
 ・梅の花が横を向いたら豊作
 ・ボケが重なって咲いたら雨多し
 ・雨の前はテントウムシも落ち着けず
 ・ツバメの低空飛行，トンビが小さく輪を描く，夕方遅くまでニワトリがエサをひろう時は雨
 etc .

(古賀綱行「自然農薬で防ぐ病気と害虫」農山漁村文化協会)

(注6) 特定の植物を植えることにより，その臭いなどによって害虫の接近等を阻止するもの。

(注7) 虫見板は，1979年に福岡県の篠原正昭氏が発明し，これに宇根豊氏が改良を加えたものである。減農薬運動とセットになって各地に広まりつつある。(宇根豊『「百姓仕事」が自然をつくる』)

(注8) 菅野祥孝氏は，土が痩せていく誤った機械化に警鐘をならし，地力の向上が必要であるとして，「積年良土」をスローガンに土作りを大事にする農の心の復興を訴えておられる。(宮城県等主催セミナー「地域におけるエコ農業を考える」2002年2月)

(注9) 「食糧を生産するというけれども，百姓が生命のある食物を生産するのではない。無から有を生む力をもつのは自然だけである。百姓は自然の営みを手伝うだけだ。」(福岡正信『無 自然農法』6頁)

(注10) 「すべての生命体が分をわきまえ他を認め，尊重し合い，自他一体の真理と調和の中で，生命の基盤を培い育てることが自然の理であり道ではないでしょうか。その理に従って耕し，育てることこそ真の農業(なのである。)」(趙漢珪『土着微生物を活かす』20～21頁)

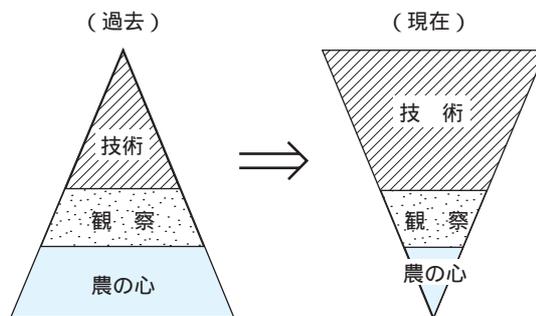
(3) 農業技術力低下の構造

連綿として積み重ねられてきた在来技術によって営まれてきた我が国農業は，1960年代以降，農業基本法にもとづく急速な農業生産・流通等の近代化により，近代化技術中心の農業生産へと急速に変化してきた(第2図)。

すなわち自然を対象とした第一次産業である農業，特に稲作は米消費減少，生産調整拡大等による生産意欲の低下とあわせて，生産性・効率性重視の一方で，観察不足によって，異常気象等自然条件の変化等に対応できずに，品質の低下，価格のいっそうの下落等を招き，農業経営の悪化をもたらしてきたものと考えられる。

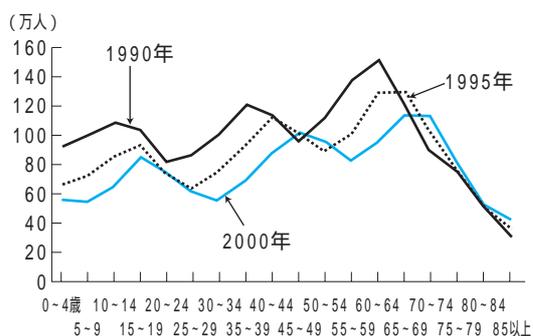
これを加速しているのが，担い手の高齢化にともなう世代交代である。ここ10年ちょっとのうちに在来技術とともに観察

第2図 農業技術とそれらを支えるものの変化



資料 筆者作成

第3図 年齢階層別農家人口の推移



資料 農林水産省「90年 2000年世界農林業センサス」
「95年農業センサス」
(注) 90年の農業就業人口は16歳以上 95年 2000年は15歳以上。

眼、農の心を体得している70、80歳代の篤農家がリタイアすることは必至であり、リタイアした後は篤農家のもつ技術等は忘れられ、奥村氏等が懸念している状況が一般化、深刻化しないと限らないのである(第3図)。

また、従前は共同での作業により成立してきた多くの技術も、地域社会の変化、きずなの弱体化がこうした技術を伝承する機会を奪い取ってしまっていることも確かである。

4. 日本農業と農業技術の開発方向

(1) 複雑・多様な自然条件と日本農業

以上のように世代交代と農業の近代化等によって農業技術の伝承が困難になってきている。一方では我が国に対する輸入圧力は高まっているとともに、安全性、適正表示、環境負荷軽減等に対する消費者ニーズも高まっている。

次にこうした中で、農業技術をどう位置づけ、いかにしてこれに取り組んでいくか、考えてみることにする。

農業技術が、技術力として農業生産場面で有効に機能していくためには、技術だけではなく、これに観察、農の心が加味され三位一体的関係を形成していくことが必要であることを述べてきたが、そもそも農業は自然に立脚した第一次産業であることから、農業技術は本来的に自然の制約を逃れては成り立ち得ないものである。そしてさまざまな技術をトータルかつ複合的に、かつ有効に機能させていくためには、その基本に生きとし生けるもの、命を育む土等に対する慈しみ、さらには恵に感謝する思いとしての農の心が欠かせないのであって、いわば技術=腕、観察=目、農の心=思い、のいずれ一つを抜きにしても体は有効には動き得ないのである。

ところで、目指すべき農業のイメージ、方向性によってこの三つのバランスは大きく変わってくる。観察によって明らかにされるように、我が国の農地は狭小かつ傾斜地が多く、またモンスーン地帯に位置していることから自然条件は変化に富み、植生も複雑かつ多様である。このため地域ごとに、さらには圃場ごとに生態系をはじめとして生産条件、環境条件は異なり、そこでの作目、適用される技術等も異なってくるわけで、多品目少量生産となるのがごく自然な風土、自然条件にあるといえる。

したがってWTO体制下で食料自給率が低下し、中国野菜の輸入が増加する中での

我が国農業のあり方は、効率性・生産性を追求してコスト低下、国際競争力をひたすら追求するだけの農業ということにはならない。ある程度のコスト低減努力を前提にしながらも、食料・農業・農村基本法でも強調されている自然循環機能の維持増進に重きを置いた農業でなければならない。

(2) 農業技術の方向性

こうした日本農業の方向性と、農業技術の持つ関係性をクロスさせればおのずとこれからの農業技術の方向性が導き出されてくる^(注11)。すなわち自然循環、生態系を重視した農業からは、環境に負荷の軽い安全性の高い農業としての環境保全型農業、各地域の持つ自然条件等多様性に対応した農業としての適地適作、多品種少量生産を基本とした農業技術の方向性が浮かび上がってくるのである。さらにはこうした農業を円滑に推進していくためには消費者の支援・参画が必要であり、地産地消等流通の見直しも視野に入ってくることになる。

そして、こうしたトータルとしての農業が水涵養、土壌流失防止、景観等、いわゆる多面的機能の発揮にもつながってくるのである。

したがって、今、求められるべき技術は、アメリカ、中国等を目標にコスト低下をはかっていくための近代化技術というよりは、在来技術と近代化技術の長所を取り入れた、持続的循環型農業に対応を可能にするオルタナティブな技術なのである。

そして観察、農の心を前提に、これら技

術を地域性を無視して画一的に導入するのではなく、あくまで地域条件に適合したものを、適地適作、適期適作等を踏まえて活用していくべきものなのである^(注12)。あくまで地域条件に対応した農業が基本であり、その集合体が結果として日本農業として描かれることになるのであるが、ここではこれまでの中央主導型から地域優先型の農業・農政への抜本的転換を迫られることにもなるのである。

(注11) ちなみに我が国政府の農業技術開発方向となる農林水産省農林技術会議の農林水産研究の戦略的推進方向(同会議事務局発行『農林水産研究開発のすがた』(2001年8月発行)による)は以下のとおりである。

1. 現場を支える農林水産技術の開発等を推進する研究

農林水産業の生産力の向上及び経営体質の強化

安全・良質で多種多様な食料の供給と食品産業の健全な発展

農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮と農山漁村の振興

地域の条件や特色を活かした農林水産業の展開

世界の食料及び環境問題解決のための国際貢献

新たな農林水産政策の展開に即した政策研究

2. 農林水産技術の革新と創出を担う生命と環境の研究

農林水産業の生産性の飛躍的向上と新たな展開を可能とする新産業の創出のための生命科学の深化・加速

農林水産政策の持つ自然循環機能の維持・増進のための生態学・環境科学研究の深化・加速

また、大日本農会では、1998、99年にわたって「農業技術に関する研究会」(座長 角田公正東京大学名誉教授)を開催し、その研究会報告(2000年5月)で戦後の農業技術発展についての総括および今後の取組み視点等を取りまとめている。

これによれば、戦後の農業技術発展を踏まえての反省すべき課題として、

5. 農業教育と農業技術

ところで 農業技術の発展・普及等のためには農業教育が果たすべき役割は大きい。

農業教育は、学校教育における農業教育と農業普及教育とに二分され、農業普及教育のうち青年農業者等に対する研修教育は主として道府県の農業大学校、農林水産省農業者大学校、民間研修教育施設に分かれる。また、農業技術の普及それ自体は農業改良普及員、農協の営農指導員によって担われてきた。

いずれも我が国農業の発展に大きな役割を果たしてきたわけであるが、担い手の世代交代が急速に進行し、農業技術の質が変化するとともに、観察が減少し、農の心が希薄化している。また我が国農業を取り巻く情勢が一段と厳しさを増す中では、先に見た農業技術の革新に、観察、農の心を加えた三つが有機的かつバランスよく推進されていくことが必要であり、これに対応した農業教育なり普及のあり方への見直しが必要とされる。^(注13)

先に述べたように、まずは在来技術と近代化技術の長所を取り入れ、かつ持続型循環型農業に対応したオルタナティブな農業技術の開発が求められるわけであるが、その普及、教育にあたってはマニュアルによる画一的対応ではなく、地域条件に即した、かつ体験的・具体的な指導が必要とされる。これと併行して農の心、観察の眼を養っていくことが肝要であるが、基本とな

< 農業技術の導入，普及の視点から >

官主導の画一的技術の増大
個別技術の深化と農業現場からの乖離
資源多消費型農業への偏り
環境問題への配慮の欠如

< 農業技術研究の視点から >

農業者・民間企業の発想・参画の欠如
研究・技術開発における長期的視点の不足
実験室型研究への偏り

< 農業経営，経済の視点から >

農業近代化のひずみ
流通・消費への適確な対応
を、あげており、これにもとづいて次のような農業技術の新たな視点を掲げている。
技術開発の裾野の拡大と技術力の向上
広範な先端科学技術の開発・導入とその現場適用の徹底
長期的視点と非経済的評価を視点に入れた研究戦略
地域の実情に即した総合的な技術開発の推進
環境保全型農業の推進
研究・普及・教育の一体的推進による技術の導入

(注12) 宇根氏は「虫見板が百姓仕事の見方を変えた」として、虫見板による発見として以下のようなことをあげておられる。

虫たちの発見

田んぼの個性の発見(田ごとに虫の種類も密度も異なる)

防除技術が科学的でないこと^(注13)の発見(田ごとに防除すべきか、必要がないかの判断は違うのに、どうして一斉に、地域全体に農薬散布を指導しなければならないのか。)

害虫と益虫の発見

共生の発見(害虫がいなければ益虫も困る)

生物多様性の実感

減農薬技術の発見(育苗法、田植え法、施肥法、水管理などの、百姓の手入れの差異によって、虫や病気の発生も異なる。おのずと「減農薬技術」が形成され、さらに深まれば無農薬に至る。)

ただの虫の発見(ただの虫が、益虫の餌にもなっていて、田の中をにぎわせ、安定させている)

「自然」の発見(生産に寄与しないもう一つの農業世界の豊かさ)

「減農薬」の意味の発見(虫見板で見て判断できないときは、「様子を見る」)

(宇根豊『百姓仕事自然をつくる』55～64頁)

る在来技術と、農の心、観察の目を伝承して
いくことができる能力を主に保有している
のは、大正から昭和一けた台までの70前後
～80歳ごろまでの篤農家である。彼らガリ
タイアする前に、彼らの経験、知恵等が伝
授可能な場、システムを早急に設け、受け
継いでいくことが最大のポイントとなる。^(注14)
また、アメリカの州立大学を核とした研
究・普及・生産が一体化しての取組みに典型
的にみられるような 現場重視の研究・技術
開発と一体的な連携の強化等が求められる。

(注13) (財)日本農業研究所では、1996、97年度に
わたって「日本農業教育研究会」(座長山極栄司大
日本農会会長)を開催し、「日本農業教育の再構築
の課題」なる研究会報告をまとめている。そこで
多くの課題が指摘されているが、<農業普及教育
における課題>のうち<農業の担い手に求めら
れる資質と農業普及教育(の課題)>と<現場農
業(技術)指導者の養成・訓練の課題>の二つを
紹介しておく。

<農業の担い手に求められる資質と農業普及教
育(の課題)>

・農産物の生産、加工、販売を視野にいれた経営
戦略を企画する「経営者」としての経営感覚や経
営管理能力、国際感覚の涵養など農業・農村をめ
ぐる内外の環境変化に対応できる農業者の幅広
い職業能力の開発

・その資質として(ア)技術的創造力、経営感
覚・経営管理能力、国際感覚等幅広い職業能力、
(イ)地域(村)の環境・文化の担い手(継承者)
としての能力、(ウ)地域振興の旗手の役割等が求
められる。このための農業者の経営発展に即した
生涯にわたる農業教育(普及教育)、Uターン、新
規参入等新規就農者の学歴、経歴、年齢、就農経
路の多様化等に対応した農業教育(普及教育)

<現場農業(技術)指導者の養成・訓練の課題>

・(農業の体験もなく農業を肌で感ずる経験もな
い者が大学に入学し、大学においても農学が弱体
化し農業の実務訓練(実務、実習)も十分受けな
いまま一定の資格(教職員、普及職員)を取得して
現地指導の第一線に立っているケースが多い。)

・大学における上の項目に対応しての抜本的改
善、農業においても企業内訓練に相当する農業実
務訓練(実務、実習)を計画的・組織的に行うた
めの条件整備

・試験研究機関、農業大学の役割の見直しを含
めて、農業実務訓練(実務研修)の場の設定と養
成・訓練のシステムの再考

・指導農業士制度の充実とその積極的活用等受
入体制の整備

(注14) 例えば、地域自給を高めていくことを基本
に、農協直営の直売店「食彩館」と、量販店の店
舗に設置された当農協の直売コーナー「イン
ショップ」の二つの直売部門をテコに、多品種少
量生産による営農で“元気な地域づくり”を実現
していることでよく知られる群馬県の甘楽富岡
農協では、53名もの営農指導員を有するととも
に、“管内ナンバーワンといわれる熟練の専業農
家”を「営農アドバイザースタッフ」として委
嘱している。

6. 環境教育そして食農教育へ

農業教育と併行して、消費者サイド、学
校教育サイドでは、環境教育^(注15)に加えて食農
教育がクローズアップされており、本年4
月にスタートした総合学習の柱の一つとし
ても受け止められている。

食農教育は食教育と農業体験を総合的に
展開するものとして位置づけられている
が、その背景として、子供の心身における
健康問題の深刻化、飽食時代故の健全な食
生活の習得、「生きる力」の確保、食料自給
率の維持・向上、農業担い手の確保があげ
られている。^(注16)

また近時、食と農の乖離が強調されてい
るが、まさに農産物が自然の産物である
という根本が忘れられているところに原因が
ある。すなわち、農産物が季節の産物であ
り、旬を無視して、季節に出回る農産物
を見て料理を考え、調理を工夫するのでは
なく、はじめに料理ありきで、食べたい料
理に必要な農産物を世界中からかき集めてき

ている我が国の食生活，フードシステムが根本から問われなければならない。また，こうした広域流通，あるいはエネルギー多投型農業が資源の低効率利用・浪費のうえに成立しているシステムであることについても認識させていくことが重要で，学校給食等食農教育をつうじて子供のときからこれらを体で理解していくことが必要である。

こうした文脈での食農教育の位置づけは，食農教育なるものが形成されてきた背景と重なるものであり，よくよく踏まえておくことが重要であることは言を待たないが，そもそも論として農業は自然に依拠した産業であり，基本的に工業製品のような工場生産にはなじまないものであるだけに，近代化にともなう矛盾が最も顕在化しやすい産業であるということが出来る。そして近代化にともなう矛盾は他の領域にも本質的に共通するものである。あらゆる分野，領域が効率化，合理化の波に洗われ，目先の目標達成が最優先され，環境負荷の軽減，有限資源の利用抑制等，その持続性等への十分な配慮なしで走ってきたというのが実情である。バブルが崩壊し，低成長経済に移行はしたものの，依然として従前の企業組織，産業構造，さらには成長志向，経済価値優先の価値観は根強くはびこっており 構造改革が叫ばれている所以でもある。

最も近代化の矛盾が顕在化してみえる農業，農業技術における見直しの視点は，他領域について見直していく視点を考えていく際に，きわめて重要な示唆を与えるものとする。これらの基本にあって共通する

コンセプトこそが，持続性循環型，生態系の尊重であり，そのためにいずれの領域でも実践的技術開発と冷静な観察，循環型社会形成についての熱い思いが必要とされるのである。

このような状況を踏まえると，食農教育の持つ意味は一段と重要な意味を帯びてくるように考えられる。食べ方，農業体験をつうじて子供たちに，身をもつての観察，農の心を，抽象的言語ではなく，体験的に学び，伝えていくことをつうじて，社会生活を営んでいくにあたって最も基本となる事項を身に付けていくことこそが求められるのであって，これが現在の学校教育に欠けた「生きる力」を養うことにつながり，ひいては真の構造改革，循環型社会形成の原動力となることが期待されるのである。

(注15) 19世紀のアメリカに端を発する自然教育，野外教育，保全教育の歴史を背景に，1948年の国際自然保護連合の設立総会において環境教育が提唱されている。その後，1960年代の急激な開発と工業化による深刻な環境問題の発生によって環境教育の必要性が認識されるようになり，72年の国連人間環境会議での人間環境宣言では，環境教育は環境保護のための必須の取組みであるとされ，その実施が勧告の中に盛り込まれた。そして75年のベオグラード会議において，環境教育の目的は「環境問題に関心を持ち，現在および将来においてもその解決に参加する人々を育てること」であるとされた。

なお，ユネスコは94年に開催された国際教育会議で，74年勧告のキーコンセプトであった平和・人権・民主主義教育に，環境教育を含むグローバル教育の見直しを行い，「持続可能な開発」と「寛容さ」の二つを追加して国際教育宣言を行っている。(阿部治『持続可能な社会をめざした教育』へ)ピオシティ1997/ no.10 5～9頁)

(注16) 「食農教育」は農山漁村文化協会によって使われ始めた用語である。食農教育に関連して農業のもつ教育力として次の三つの特質が上げられている。

農家の暮らしのあり方：異なった世代が協力し合って農の営みを保ちつづけていく人間の生活の単位である。農の営みとは、生産と生活が分離せずに、人間が丸ごとの人間として生きられる営みである。

自然と人間のつきあいのあり方：農家の自然への働きかけは、自然の全体をいつも見ていなければできない。農業労働は分業することができない。

農村の暮らしのあり方：農家の連合としての村には、おのずから自治の力が働いている。相互に扶助する力が働いている。(坂本尚「学校教育の危機 いま、教育に問われているのは何か - 」農山漁村文化協会『出版ダイジェスト』2000年4月26日号)

7. むすび

以上、稲作を中心にしながら、農業技術、農業教育、食農教育等に触れてきたが、冒頭でも述べたように、農業技術力の低下を実証するデータが見当たらないため、抽象論を展開せざるを得なかったが、今後具体的事実を積み上げ、これを実証していくと同時に、具体策を講じていくことが必要であると考えている。

それにしても、今、リタイアしようとしている70、80歳代の篤農家が持つ技術、観察眼、農の心は、近代化技術だけではカバーしきれない多くのものを含んでいることを実感せざるを得ない。“瑞穂の国”として連綿として積み上げられ、引き継がれてきた民族の工夫・知恵、技と心は、日本という国に生き、暮らしていく限り、世代を超えて引き継いでいくべききわめて大事な財産なのである。これらはまさに日本人としてのアイデンティティーをなすものであって、21世紀における持続型循環型社会構築にあたって不可欠のものである。その意味では

農業技術力低下は単なる品質や収量低下の話だけにとどまらず、きわめて本質的に重要な問題を内包しているといえることができる。

要はいかにして具体的に本問題に取り組んでいくかがポイントとなるが、そのキーは「地域」が握っていることをとりあえず強調しておきたい。すなわち構造的に農業技術力低下が進行する中では、集落営農、地域営農等によって数少ない中核的担い手に、農地だけでなく技術についても集積し、中核的担い手相互間で技術交流・伝承していくと同時に、兼業農家、自給的農家等にも指導し、これを研究機関、普及組織等が支えていくことが必要である。そしてこうした活動を、オルタナティブな持続型循環型技術の開発につなげていくことが求められる。

また、食農教育についても、個々の生産者、消費者による連携には限界があり、高齢の篤農家も含めた生産者と消費者による地域を中心としたネットワークによって「地域の教育力」として「農業の教育力」を総合的に発揮していくことが重要であると考えられる。

<参考文献>

- ・宇根豊「『百姓仕事』が自然をつくる」築地書房2001年4月
- ・レスター・ブラウン『エコ・エコノミー』家の光協会2002年4月
- ・ポール・ホーケン、エイモリ・B・ロビンズ、L・ハンター・ロビンズ『自然資本の経済』日本経済新聞社2001年10月
- ・大日本農会叢書2『21世紀農業技術の視点 戦後農業技術発展の特徴と反省から一』(社)大日本農会2000年5月
- ・日本農書全集 全72巻 農山漁村文化協会

(取締役基礎研究部長

葛谷栄一・つたやえいいち)

食・農・環境 ,グローバル・対・ローカルの対抗

カリフォルニア・エコファーム会議から

カリフォルニア大学のパークレー校に約1年半ほど各員研究の機会を得て、この春帰国した。ちょうど時期的に、大統領選挙の騒動、規制緩和が裏目に出たカリフォルニア電力危機(停電騒ぎと料金高騰)、米国史上最大のエンロン経営破綻、同時多発テロ事件とブッシュ政権のアフガニスタン攻撃など、大事件が重なった。まさに激動のアメリカの様々な面を見るいい機会となった。ここでは、とくに食・農・環境にからんだ動きについてレポートしたい。

紺碧の海と白砂の海岸線に囲まれたアメリカ西海岸のモンレー湾の半島に、州立公園と関連施設「アシロマ会議場」がある。最初に遺伝子組み替え技術の実験ガイドライン・規制について話し合った「アシロマ会議」(1975年)をはじめ、さまざまな国際会議が開かれてきた場所だ。当地で、恒例の第22回エコファーム会議が、2002年2月23~26日にかけて開かれ、有機農業農家、流通・小売り・食品生協・レストラン・行政の関係者、研究者、地域活動家など約1300人が集まった。

今年は、GMO(遺伝子組み替え食品)問題や自然(原生植生)復元を組み込んだ農業(ワイルドファーム)などの新課題も組み込まれ、広範なテーマと分科会が数多く企画された。なかでもとくに注目されたのは、全体会での有機農業農家の全く対照的な発表であった。一方は、小規模家族農業、自給型多品目複合経営で20年近く約200人の消費者と結びついてコミュニティ支援農業(CSA、日本の共同購入・産直提携と似た形態で学校教育等との連携も強い)を続けてきた事例で、私たちにもなじみ深いタイプである(当地にはちょうど我が子の学校の農業合宿で訪問する機会があった)。

他方は、1984年当初1haほどの小規模経営から始まって、およそ100種類の有機野菜のサラダミックス(パック詰め、ブランド名「ナチュラル・セレクション」)を開発・販売して大成功をおさめ、流通・加工部門の企業と提携合併して、現在はカリフォルニア州外やメキシコにも農場を広げ、総計数千haの農地と700人余りの雇用労働を抱えるベンチャービジネスの事例である。

日本と同様、アメリカでも有機農業ブームが広がっており、近年、年率20%もの販売拡大が続いている。健康・自然志向を背景にいわゆる差別化商品としての地位を確立し、事業が急拡大してきた。しかし、有機食品市場



有機農場での農業体験合宿の様子



ベンチャー有機農場(サラダミックス販売)の見学風景

の拡大で起きたことは、通常の農産物・食品市場で起きている状況の引き写しである。当初は、小規模農家のニッチ(すき間)市場の側面が強かったものが、ここにきて市場のメインストリームに躍り出た。

その結果、すでにカリフォルニアでは、オーガニック市場の半分近くを5大農場が占めてしまうほど寡占化が進んでいる。スーパーマーケットをはじめ、大手量販店が参入する

なかで、低価格化が進み生産価格割れの価格暴落が有機市場でも起き出した。せっかく手塩にかけて育てた有機農産物を、一般市場にたたき売りするような事態さえ起きているのである。さらに、中南米をはじめ最近では中国などからも輸入有機産品が増え、低価格化に拍車がかかっている。

エコファーム会議での大きなトピックは、グローバリゼーションの問題であった。地域の食料・農業・環境の安全保障を破壊してきた従来の農業・食料システムに対抗して成立した有機農業運動が、今や大きな曲がり角に立っている。この問題について、多くの場面で議論が沸騰した。関連テーマのパネリストの一人、マーク・リッチー氏(食糧農業政策研究所長)は、強者のための自由貿易・市場主義を批判し、地域レベルの食料安全保障政策の強化とともにWTO(世界貿易機関)体制と国家政策に対抗するNGOパワーの重要性を訴えた。各分科会でも地域を基盤にしたファーマーズ・マーケットやコミュニティ農園、支援農業(CSA)の取り組み、それらと連携した食農教育プログラムの学校・社会・消費者教育での実践事例などが数多く報告された。

弱小農家が急速に消滅し、家庭料理がファストフード産業に取って代わられたアメリカだからこそ、一種の社会的対抗力としてファーマーズ・マーケットやコミュニティ支援農業(CSA)、食農教育の見直しなどが活発に展開されているのだと思われる。巨大スーパーマーケットのチェーン展開、大規模企業型農業の隆盛、遠距離流通化が進行するなかで、工業製品化し「エサ」化していく食と農の現実に対する批判と抵抗、再構築への模索がそこにあった。我が国にもまして農業や社会をとりまく状況が厳しいアメリカであるがゆえに、こうした動きが積極的かつ創造的な展開をしているかにみえる。グローバリゼーションの震源地での人々の抵抗と再生を目指す動き、マスメディアではかき消されてしまうオルタナティブの動きに注目したい。

- (注)1. エコファーム会議のウェブサイト：<http://www.eco-farm.org/eco.html>
2. ゼミのサイトに「カリフォルニア便り」掲載中：
<http://www2.kokugakuin.ac.jp/furu1/main.htm>
3. 本稿の関連内容が、山下惣一編『安ければそれでいいのか?!』コモンズ、第5章に詳しく掲載されているので、併読いただければ幸いである。

(国学院大学経済学部教授 古沢広祐・ふるさわこうゆう)



森林組合の経営動向と今後の課題

第14回森林組合アンケート調査結果より

1. はじめに

本稿は、昨年9月に農林中央金庫森林部、農林中金総合研究所および(財)農村金融研究会が共同で行ったアンケート調査の概要を紹介するものである。

この調査は、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の業務展開に資することを目的に毎年実施している。

調査対象組合は、全国約1,150(2001年6月末現在)の森林組合のなかから抽出された100組合である。これらの組合は、調査の精度等を保つために、比較的規模の大きな組合が中心となっている。また、継続性維持の観点から、原則として、前年と同一の組合を対象としている。

本年度の調査では、例年実施している「事業と経営の動向」のほか、「森林の多面的機能」「森林組合の合併と今後の見通し」「森林組合の広域合併と県森連との関係」「設備投資の動向」などを取り上げた。

なお、本稿は調査委託先である農村金融研究会が作成した報告書をもとにして、農林中金総合研究所が一部加筆して取りまとめたものである。

2. 森林組合の経営動向

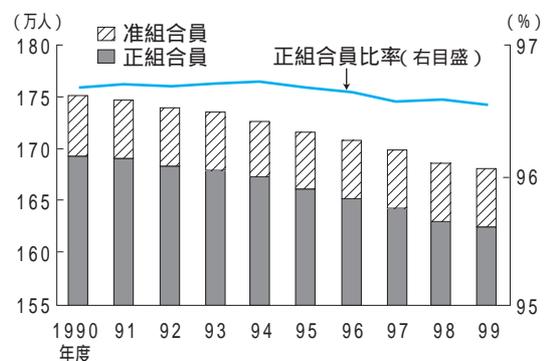
(1) 全国の森林組合の経営動向

はじめに林野庁『森林組合統計』をもとに90年度以降の森林組合の経営動向をみてみたい。

森林組合は1999年度末現在で全国に1,222組合(林野庁『森林組合統計』への調査票提出組合数であり、設立組合数では1,254組合)あり、全国合計で組合員数168万1,278人、常勤役職員数9,419人、組合員所有の森林面積1,130万5,416haとなっている。

山村における過疎化・高齢化の進行にともなって組合員数は減少しており、90年度の175万人から99年度には168万人となった。正・准組合員ともに減少しているが、正組合員比率は変わらず96%台で推移して

第1図 正・准組合員数と正組合員比率の推移



資料 林野庁『森林組合統計』

第1表 森林組合の損益動向

(単位 億円,%)

	残高										増減額		増減率	
	1990 年度 (a)	91	92	93	94	95	96 (b)	97	98	99 (c)	(b-a)	(c-b)	(b/a)	(c/b)
収益	2,833	2,926	3,054	3,204	3,238	3,247	3,314	3,174	3,031	3,002	480	312	17.0	9.4
費用	2,283	2,344	2,417	2,503	2,515	2,514	2,552	2,440	2,321	2,287	269	265	11.8	10.4
事業総利益	551	582	637	701	723	733	762	734	708	715	211	47	38.4	6.2
うち指導事業	5	5	5	6	5	4	3	3	3	4	2	0	32.4	4.6
販売事業	166	161	163	171	165	153	174	151	125	136	8	38	4.7	21.8
購買事業	32	33	33	33	32	33	33	33	30	29	1	4	3.3	11.3
利用事業	336	371	425	482	512	536	548	541	549	542	213	6	63.4	1.1
金融事業	11	11	10	9	8	7	6	6	5	4	5	2	44.3	38.9
事業管理費	521	548	586	627	655	668	687	685	665	663	166	24	31.9	3.5
事業利益	30	34	52	74	68	65	75	49	44	52	45	23	152.5	31.1
経常利益	46	48	62	82	77	77	91	67	60	67	45	24	97.8	26.5
税引前当期純利益	57	58	66	87	85	77	96	76	67	72	40	25	69.9	25.5

資料 林野庁「森林組合統計」

いる(第1図)。

第1表は、90年代を通してみた森林組合の損益動向を示したものである。森林組合の収益(組合の行う事業からの総収入)は、90年代半ばまで増収傾向が続き、消費税率引上げ直前に住宅の駆け込み需要があった96年度に3,314億円とピークを迎えた。

しかし、その後は前年比マイナスが続いており、99年度の収益はピーク時に比べ9.4%減少し3,002億円となっている。

森林組合の利益(事業総利益、事業利益、経常利益、税引前当期純利益)も、96年度にピークを迎え、以降は前年比減少している。なお、99年度には増収増益に転じているが、事業総利益で前年比0.9%の増加しかなく小幅な動きである。

事業総利益の動向を事業部門別にみると、利用事業(おもには造林や間伐等の森林造成事業)と販売事業については、事業総利益がピークとなる96年度を境目に動きが異

なる。90~96年度の利用事業総利益は大幅に拡大したが、これは各種補助金の対象の拡大(間伐齢級など)や自治体単独での補助事業が追加されるなど、森林造成事業に対する補助制度の拡充によるものと思われる。また、90~96年度の販売事業総利益は、販売価格が緩やかに低下したものの、取扱量が拡大したため、横ばいで推移した。

しかし97年度以降の事業総利益は、利用事業でほぼ横ばい、販売事業では減少傾向である。利用事業の事業総利益が97年度以降停滞しているのは、自治体の緊縮財政の影響によるものと考えられる。販売事業は、木材価格の下落幅が拡大していることに加え、取扱数量も減少傾向が続いている。このため99年度の販売事業総利益は、96年度に比べ21.8%減少し136億円となった。

また、90年代を通して金融事業は縮小、指導事業、購買事業はほぼ横ばいで推移し

ている。

以上の結果として、90年代以降、森林組合の事業総利益に占める部門別の割合は、利用事業が61.0%から75.9%に拡大する一方、販売事業は30.2%から19.1%へ縮小した。

(2) 調査対象組合の特徴

今回の調査対象組合である100組合(以下「対象組合」)の動向はどうであろうか。

対象組合と全国の組合とを比べてみると対象組合の組織・事業規模は全国平均のおよそ2倍である。例えば、管内森林所有者数は1.8倍、組合員数は1.9倍、組合員所有の森林面積は2.0倍などとなっている。

また、対象組合の合計が全国の合計に占める割合をみると、組合員数や管内森林面積では15～16%程度であるが、各事業の取扱実績では2割を超えているものが多く、加工事業(製材品取扱量)については全国の43.9%を対象組合が取り扱っている。

労働生産性を示す常勤役員一人当たりの事業総利益は99年度で対象組合が691万円、全国の組合が695万円、また同経常利益は対象組合が62万円、全国の組合が65万円となっており、ほぼ同額である。

赤字となっている組合の割合は、対象組合の経常利益段階で99年度は10%である

が、2000年度は17%となっており、99年度の全国の組合16.8%と同程度である。

以上のように対象組合は、全国の組合と対比して、組合数などの平均値がおおよそ2倍、加工事業の全国に占める割合が高い、常勤役員一人当たりでみた利益水準や赤字組合比率は全国と同程度、という特徴がある。調査結果の利用にあたってはこの点に留意する必要がある。

以下ではアンケート調査結果の内容を紹介する。

3. 事業および経営の動向

(1) 事業取扱数量・取扱金額

アンケート調査対象組合の2000年度の取扱数量および取扱金額は、すべての事業で前年を下回った(第2表)。

このうち、購買事業取扱金額、森林造成事業取扱金額、金融事業貸付金残高は、前年度に続き前年比減少となった。

とくに金融事業貸付金残高は、一貫して減少しており、1組合当たりの2000年度残

第2表 事業別取扱数量・取扱高

			1998年度	1999	2000	前年比増減率(%)	
						1999	2000
販売	木材取扱数量	m ³	5,853	6,420	6,101	9.7	5.0
	木材取扱金額	百万円	96	105	91	9.4	13.3
林産	木材取扱数量	m ³	7,611	8,072	7,257	6.1	10.1
	木材取扱金額	百万円	123	128	103	4.1	19.5
加工	製材品取扱数量	m ³	3,568	3,879	3,616	8.7	6.8
	製材品取扱金額	百万円	161	179	167	11.2	6.7
購買(事業取扱金額)		百万円	40	39	37	2.5	5.1
森林造成(事業取扱金額)		百万円	296	295	277	0.3	6.1
金融(期末貸付金残高)		百万円	177	148	125	16.4	15.5

(注)1. 今回の調査において、最近3年間の事業別取扱高を記入してもらったもの。
2. 計数は1組合平均値。

高は1億2,500万円と、10年前(90年度3億5千万円)の約3分の1、5年前(95年度2億5,300万円)の約2分の1に減少している。

(2) 決算概況

事業総利益は、99年度の微増(0.5%増)から、2000年度は6.2%の減少となった(第3表)。部門別には、販売(17.0%)、購買(3.6%)、利用(4.3%)、金融(15.7%)がいずれも前年を下回ったのに対し、加工は99年度(134.2%)に続き2000年度も増益(20.0%)となった。

第3表 2000年度決算概況(1組合平均)
(単位 千円,%)

	1998年度	1999	2000	増減率(%)	
				1999	2000
事業総利益	143,144	143,903	134,977	0.5	6.2
うち販売事業	31,759	33,487	27,794	5.4	17.0
加工事業	4,493	10,524	12,633	134.2	20.0
購買事業	6,447	6,228	6,004	3.4	3.6
利用事業	101,575	98,396	94,130	3.1	4.3
金融事業	1,404	1,106	932	21.2	15.7
経常利益	10,594	11,642	7,215	9.9	38.0
税引前利益	12,371	12,627	7,254	2.1	42.5

4. 森林の多面的機能

(1) 木材供給以外の森林の機能

「木材の供給のほかに、どのような点が森林組合の管内や下流域の住民のために役立つ・貢献していると思うか」とたずねたところ、第1位「水資源の涵養」(89組合、複数回答)、第2位「自然災害の防止」(59組合)、第3位「大気の保全」(39組合)となった。

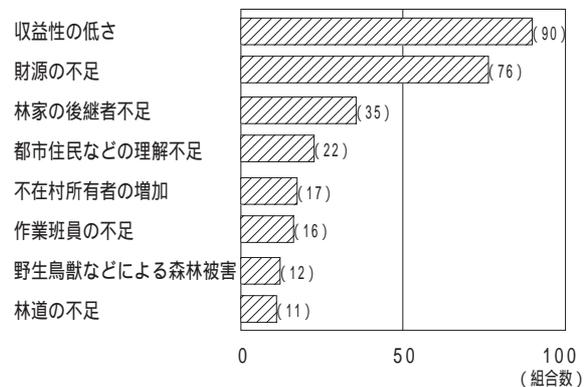
(2) 多面的機能発揮に向けての取組事項と問題点

森林の多面的機能発揮のために森林組合が現在取り組んでいるものとしては、「自然環境の保全に配慮した間伐や造林」(73組合、複数回答)、「治山事業や林道の整備」(43組合)、「作業班員や職員への再教育」(42組合)、「林業体験学習の受け入れ」(21組合)、「森林整備計画の策定」(19組合)などが多くあげられている。

また、森林組合が多面的機能発揮に向けて今後取組みを予定しているものとしては、「作業班員や職員への再教育」(18組合、複数回答)、「森林整備計画の策定」(16組合)、「林業体験学習の受け入れ」(14組合)などが多い。

一方、森林の多面的機能を維持していくために障害あるいは問題となっているものとしては、「林業経営の収益性の低さ」(90組合、複数回答)、「森林整備に要する財源の不足」(76組合)が圧倒的に多くあげられている。次いで、「林家の後継者不足」(35組合)、「都市住民などの森林に対する理解不足」(22組合)、「不在村所有者の増加」(17組合)、「

第2図 森林の多面的機能維持にあたっての問題点
(複数回答)



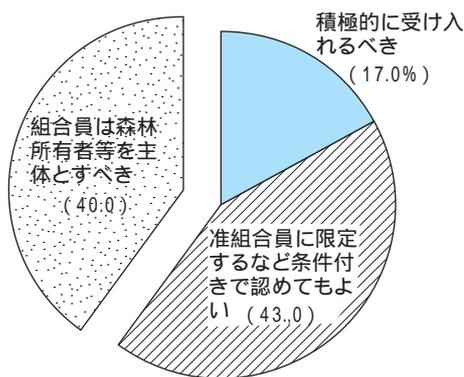
などとなっている（第2図）。

（3） 組員資格の範囲拡大についての考え方

森林の多面的機能の発揮と地域林業活性化の観点から、地域住民、素材生産業者、流通加工業者、森林ボランティア団体なども森林組合の組員として認めてはどうかとの議論が関係者の間で行われている。

こうした考えについては、「積極的に組員として受け入れるべき」（17.0%）、「准組員に限定するなど条件付きで認めてもよい」（43.0%）と条件付きも含めれば60.0%の組合が、組員として認めてもよい、としている。逆に、40.0%の組合では、組員は現行同様、森林所有者等を主体とすべきであるとして、組員資格の範囲の拡大には否定的である（第3図）。

第3図 森林所有者以外の人も組員とすることについて

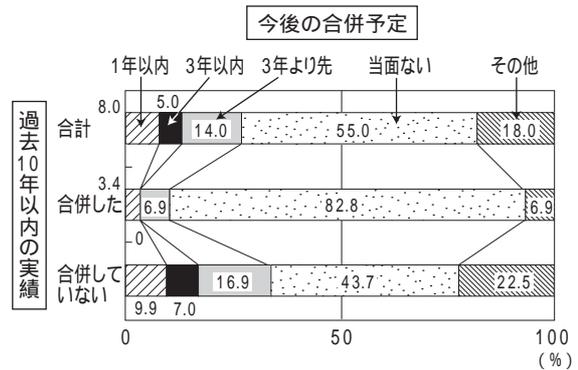


5 . 森林組合の合併

（1） 合併の実績と今後の予定

対象組合のうち過去10年以内（92年度以

第4図 過去10年以内の合併実績と今後の合併予定



降)に合併した組合は29あった。一方、過去10年以内に合併しなかった組合は71あり、今後の合併予定をみると、「1年以内に合併予定」（9.9%）、「3年以内に合併予定」（7.0%）、「3年以上先に合併予定」（16.9%）、「当面合併予定なし」（43.7%）と「当面予定なし」としているところが最も多くなっている（第4図）。

過去10年以内に合併したことがなく、かつ今後も当面合併の予定がない31組合の理由で回答の多かったものは、「91年以前に計画した合併を既実現した」（38.8%、複数回答）で、次いで「合併すると、組員との関係が希薄になりサービスが低下する」（35.5%）、「組合の経営が安定しており合併の必要性がない」（29.0%）などとなっている。

（2） 合併実現の成功要因と阻害要因

過去10年以内に合併した29の組合のうち、16の組合では、合併が「当初計画どおり行われた」としているのに対し、13の組合では「計画どおりには行われなかった」としている。

合併が計画どおりを実現できた理由とし

ては、「行政当局からの強い働きかけがあった」(87.5%,複数回答),「森林組合が組合員への説明・説得に力を入れた」(50.0%)が多くあげられた。

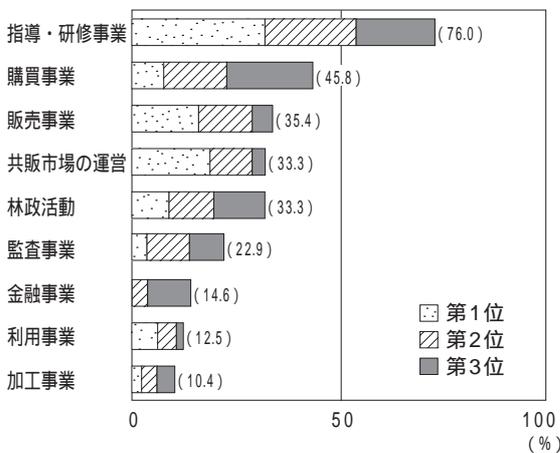
一方,計画どおりに行われなかった組合では,その理由として,「組合役員からの反対意見が強かった」(42.2%),「合併予定組合に財務面で問題を含んでいるところがあった」(38.5%),「組合員に対するサービス低下懸念など,組合員からの反対意見が強かった」(30.8%)などをあげるところが多かった。

6 . 森林組合の広域合併 と県森連との関係

(1) 森林組合にとって有用な県森連の事業

都道府県森林組合連合会(以下「県森連」)の事業のうち,現在の森林組合にとって最も有用な事業(第1位)としてあげられたもの

第5図 森林組合にとって有用な県森連の事業



(注) 第1位から第3位として選択されたものの合計。

のは,「森林組合に対する指導・研修事業」(33.3%)であった。

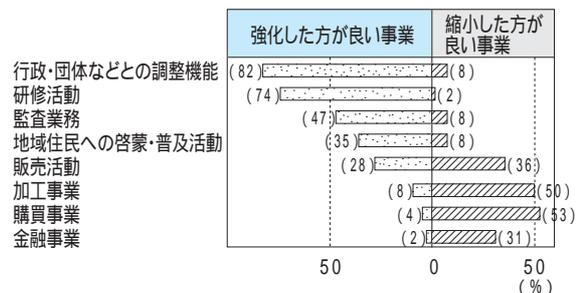
第1位から第3位までの合計でも,「森林組合に対する指導・研修事業」(76.0%)が圧倒的に多く,次いで「資材・苗木などの購買事業」(45.8%),「木材などの販売事業」(35.4%),「共販市場の運営」(33.3%),「林政活動」(33.3%),「森林組合についての監査事業」(22.9%)と続いている(第5図)。

(2) 広域合併後の県森連事業のあり方

森林組合が広域合併した後に,森林組合からみて特に強化した方がよいと思われる県森連の事業としては,「都道府県レベルでの行政・団体などとの調整機能」(82.2%,複数回答)と「森林組合に対する各種情報提供や研修活動」(74.0%)の二つが圧倒的に多かった。

一方,広域合併後は縮小した方がよいとする県森連の事業は,「資材や苗木などの購買事業」(53.1%),「加工事業」(50.0%),「木材の販売事業」(35.9%),「金融事業」(31.2%)となっている(第6図)。

第6図 広域合併後の県森連事業(複数回答)



(注) 広域合併が進化した後の県森連事業のあり方に関する森林組合の意向。

7. 設備投資と加工部門の収益性

(1) 設備投資の内容

過去10年以内に設備投資を実施した組合は89あり、その内容としては、「伐採など林産事業にかかる機械の購入」(69.7%、複数回答)が圧倒的に多く、次いで「製材工場の新設・増改築」(39.3%)、「森林造成にかかる機械などの購入」(38.2%)、「森林組合事務所の新築・増改築」(31.5%)、「集成材・乾燥材などの加工場新設・増改築」(18.0%)、「貯木場の新設・改修」(14.7%)などとなっている。

(2) 加工部門の収益性

過去10年以内に加工部門への設備投資(製材工場など)を行った59組合について、その後の収益状況をみると、「計画どおりの収益を計上し組合の経営に寄与している」とする組合は22.0%にとどまっている。

一方「赤字にはなっていないが採算は計画を下回っている」(37.3%)、「赤字計上の年が多く採算性に問題がある」(28.8%)、「赤字が年々累積しており対応に苦慮している」(3.4%)、など7割近くの組合で採算性に問題があるとしている。

このうち「赤字計上の年が多い」あるいは「赤字が年々累積している」とする19組合について、その要因をみると「加工製品の販売数量が計画を下回っているため、加工場の稼働率が低下している」(84.2%)が

最も多く、「販売見込額に対して投資額が過大であった」(26.3%)、「製品販売価格が低迷している」(15.8%)、「原材料が計画どおり確保できないため、加工場の稼働率が低下している」(10.5%)などとなっている。

8. おわりに

今回の調査を通じて浮かび上がってきた森林組合の経営課題のなかで、筆者は組合員資格の範囲拡大という森林組合における基本問題について、最後に言及することとしたい。

アンケート結果では、「准組合員に限定するなど、条件付きで認めてもよい」との回答も含めれば、60%の組合が組合員資格の範囲拡大を容認していることが明らかとなった。組合員数の減少が著しい現在の状況においては、森林所有者だけでなく、森林にかかわる人々(流通加工業者や森林ボランティア団体等)が参加することによって、新たな事業展開など、経営基盤の強化にも効果があると考えられる。しかし、立場の異なる新たな組合員を受け入れるにあたっては、現在の組合員にとって、あるいは地域社会にとってなど、さまざまな観点からの検討が必要となろう。

2001年7月に行われた森林・林業基本法の制定や森林法の改正、その後開催された森林組合に関するあり方検討会での議論等を受けて、森林組合自身が時代にふさわしい事業・組織へと変革することを期待したい。

(研究員 木村俊文・きむらとしづみ)

地域住民は農協をどうみているか

農村地帯における地域住民アンケート結果より

はじめに

農協の強みの一つとして組合員や地域住民との親密さがあげられることが多い。そこには、農協は組合員や住民と親密であるためにニーズを汲み取りやすく、従って満足度の高いサービスを提供できる、という意味合いが含まれているようにみえる。それでは実際に、組合員や住民は農協に親密さを感じており、またサービスは満足度の高いものとなっているのだろうか。ここでは地域住民アンケートの結果を元に、住民の側から、農協の印象とサービスへの評価をみることにしたい。

1. 調査概要と回答者プロフィール

2001年度の地域住民アンケートは農村地帯の2農協の協力を得て実施した。管内の18歳以上住民のうち、3,000名(1世帯1調査票)に配布し、2,025名から回答を得た。

回答者のプロフィールをみると、年齢構成は、39歳以下33.9%、40歳代27.8%、50歳代29.2%、60歳代24.1%、70歳以上10.6%であり、組合員資格構成は、正組合員70.5%、正組合員と同居12.5%、准組合員8.8%、准組合員と同居1.9%、組合員外6.3%となっている。また回答者に占める農協利用者の割合は97.6%と極めて高い。

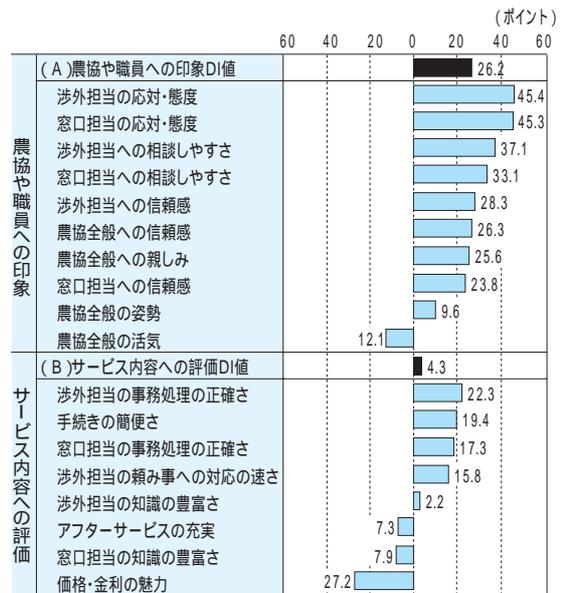
2. 農協に対する地域住民の印象と評価

(1) 回答者全体の印象と評価

まず回答者全体の農協や職員に対する印象や評価をみてみよう(第1図)。DI値(肯定的回答割合-否定的回答割合)が最も高かったのは、渉外担当の対応・態度(45.4ポイント<以下「p」>)であり、次いで窓口担当の対応・態度(45.3p)となっている。概して、職員への印象を表すDI値は高い。

一方DI値が最も低かったのは、価格・金利の魅力(27.2p)であり、次いで、農協全般の活

第1図 回答者の農協への印象・評価



(注) 1. ~ DI値(肯定的回答割合-否定的回答割合)。
 2. (A)は ~ のDI値の単純平均(B)は ~ のDI値の単純平均。
 3. 各項目の回答者数は以下のとおり

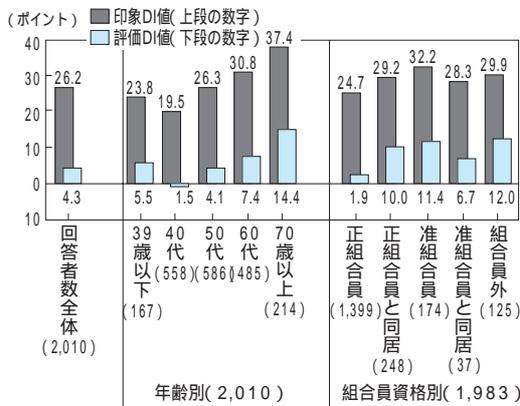
1,718	1,781	1,689	1,725	1,622	1,686
1,771	1,679	1,672	1,765	1,610	1,737
1,654	1,574	1,627	1,674	1,679	1,725

気(12.1p)、窓口担当の知識の豊富さ(7.9p)、アフター・サービスの充実(7.3p)となっている。

農協への印象や評価を尋ねた第1図中の ~ を、大まかに、農協や職員への印象とサービス内容への評価に分け、それぞれの平均DI値をみてみよう(農協や職員への印象の平均DI値は ~ の単純平均であり、以下「印象DI値」と略す。一方サービス内容への評価の平均DI値は ~ の単純平均であり、以下「評価DI値」と略す)。

結果をみると、2つのDI値ともプラスで肯定的回答割合が否定的回答割合を上回っているものの、印象DI値(26.2p)に比べて評価DI値(4.3p)は低いものとなっている。

第2図 回答者の属性別にみた印象・評価



(2) 回答者の属性別にみた印象と評価

次に、回答者の印象DI値と評価DI値を属性別にみてみよう(第2図)。年齢別にみると、印象DI値・評価DI値ともに、70歳以上(印象37.4p、評価14.4p)で最も高く、40歳代(印象19.5p、評価1.5p)で最も低くなっている。また組合員資格別にみると、印象DI値では准組合員(32.2p)で、評価DI値では組合員外(12.0p)で最も高く、正組合員(印象24.7p、評価1.9p)でともに最も低くなっている。

(3) 利用している事業別にみた印象・評価

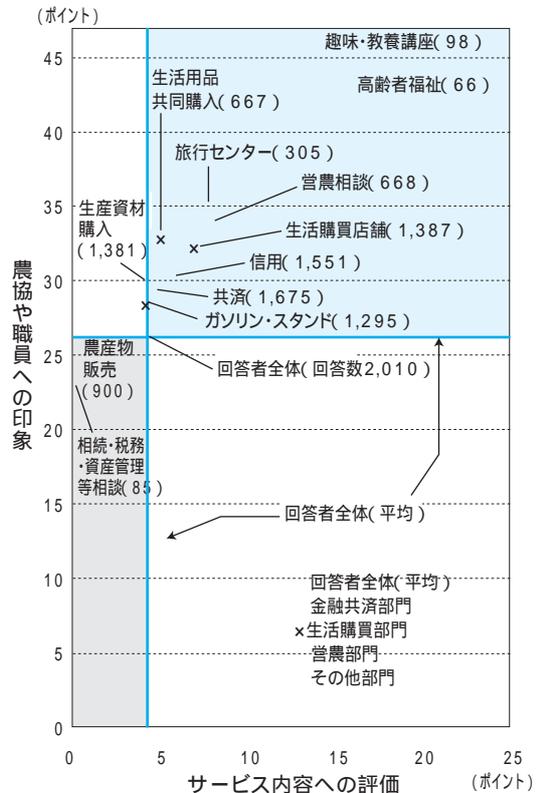
さらに利用している事業別に印象DI値と評価DI値をみてみよう(第3図)。ここで利用している事業に対する直接的な印象や評価ではないことに注意が必要である。例えば、共済事業や信用事業などのDI値は、回答者に占める事業利用者の割合が高い(共済85.5%、信用79.2%)のために、回答者全体のDI値に近いものになっている。

利用者が比較的限られている事業をみると、高齢者福祉事業や趣味・教養講座では印象DI値・評価DI値ともに回答者全体よりかなり高くなっている。一方、相続・税務・資産管理等相談や農産物販売では、とくに評価DI値が回答者全体より低くなっている。

おわりに

ここで紹介したアンケート結果は住民が農協にかなりよい印象を抱いていることを示し

第3図 利用している事業別にみた印象・評価



ている。しかし、サービス内容への評価は印象に比べて低く、ことに正組合員、40歳代や農産物販売事業の利用者等で低くなっている。これら属性は利用頻度や運営への関与の点で農協との結びつきが深く、その分期待も大きいと思われる。これゆえ、他の属性に比べて低い評価には、農協への期待も反映されているとみるべきだろう。

農村地帯で競合相手が少ないことに加えて、住民の農協への印象がよいことは、回答者に占める農協利用者の割合が高いことの大きな要因と思われる。ただ以前に比べて、他業態の農村地帯への進出が目立つようになり、利用者ではサービスの質を重視する傾向がみられるようになった。そのような環境下で今後農協が生き残るためには、印象のよさを活かして、サービス内容への評価をさらに高めることが求められよう。

(研究員 尾高恵美・おだかめぐみ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1997. 2	29,258,216	8,949,848	5,671,257	5,028,534	12,818,126	15,735,168	10,297,493	43,879,321
1998. 2	28,027,273	7,814,844	14,595,711	6,691,003	10,342,805	16,964,261	16,439,759	50,437,828
1999. 2	26,963,472	7,282,665	14,022,616	4,404,317	13,114,406	14,684,910	16,065,120	48,268,753
2000. 2	32,190,916	7,045,753	10,691,747	3,125,652	15,088,531	21,821,430	9,892,803	49,928,416
2001. 2	33,239,762	6,562,815	14,320,062	2,899,582	20,982,492	22,393,937	7,846,628	54,122,639
2001. 9	37,260,470	6,252,839	10,672,336	2,184,560	21,878,804	24,943,234	5,179,047	54,185,645
10	37,559,326	6,231,584	9,628,627	2,033,698	21,768,364	24,878,323	4,739,152	53,419,537
11	38,347,607	6,197,303	9,395,062	1,531,781	22,619,923	24,941,557	4,846,711	53,939,972
12	38,052,351	6,151,619	9,483,265	1,363,324	23,425,917	24,534,283	4,363,711	53,687,235
2002. 1	38,330,360	6,116,517	8,635,131	1,279,782	22,907,517	24,807,763	4,086,946	53,082,008
2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,777,673	18,766	1,085,467	27	217,639	-	33,099,572
水産団体	1,234,215		48,745	1	14,698	-	1,297,660
森林団体	3,028	6	2,931	10	679	-	6,654
その他出資団体	14,638		2,785		344	-	17,766
出資団体計	33,029,555	18,772	1,139,928	38	233,360	-	34,421,653
非出資団体計	794,895	180,266	412,558	140,154	1,668,981	14,776	3,211,631
合計	33,824,450	199,038	1,552,486	140,193	1,902,342	14,776	37,633,284

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	70,401	873,206	17,811	8	961,426
	開拓団体	3,187	693			3,880
	水産団体	71,103	36,207	44,795	442	152,548
	森林団体	16,280	18,165	2,537	244	37,225
	その他出資団体		146	260		406
	出資団体小計	160,972	928,417	65,403	694	1,155,485
	その他系統団体等小計	246,386	39,344	233,795	870	520,394
計	407,358	967,761	299,198	1,564	1,675,879	
関連産業	2,612,662	268,760	2,838,068	67,482	5,786,972	
その他	8,477,575	8,794,333	155,988		17,427,897	
合計	11,497,595	10,030,854	3,293,254	69,045	24,890,748	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2001. 9	3,363,858	33,896,612	37,260,470	186,370	6,252,839
10	3,664,170	33,895,156	37,559,326	64,050	6,231,584
11	3,941,690	34,405,917	38,347,607	36,750	6,197,303
12	3,761,841	34,290,510	38,052,351	218,940	6,151,619
2002. 1	4,126,759	34,203,601	38,330,360	211,980	6,116,517
2	3,803,200	33,830,084	37,633,284	206,610	6,059,555
2001. 2	2,689,542	30,550,220	33,239,762	46,900	6,562,815

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2001. 9	196,509	1,988,050	21,878,804	8,014,497	253,074		10,712,046
10	122,927	1,910,770	21,768,364	7,631,650	223,598		10,730,133
11	127,988	1,403,792	22,619,923	7,574,408	196,031		10,468,268
12	180,638	1,182,684	23,425,917	8,134,023	232,733		10,348,048
2002. 1	70,724	1,209,057	22,907,517	8,594,945	138,385		10,308,570
2	107,588	1,528,554	22,908,006	8,553,921	81,713		10,030,854
2001. 2	104,506	2,795,075	20,982,492	7,170,487	381,546	169,400	10,476,164

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2001. 10	50,514,773	48,838,445	238,630	19,588	1,012,427
11	50,404,797	48,687,578	226,990	19,589	1,012,441
12	51,311,298	49,298,985	196,210	19,581	1,012,545
2002. 1	50,610,274	49,030,166	224,160	19,755	1,012,557
2	50,723,213	49,029,987	190,120	19,754	1,012,557
3	50,322,047	48,645,276	150,990	27,535	1,019,910
2001. 3	49,158,001	47,048,882	160,330	17,934	977,828

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。
 4. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系統預け金}}{\text{預け金} + \text{コールローン} + \text{買入金銭債権} + \text{金銭の信託} + \text{有価証券} + \text{金融機関貸付}} \times 100$

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2001. 9	16,662,003	56,585,217	73,247,220	888,527	694,291
10	17,151,589	56,340,295	73,491,884	853,669	659,591
11	17,086,637	56,337,318	73,423,955	830,803	639,182
12	17,728,868	56,859,110	74,587,978	775,117	591,494
2002. 1	17,216,113	56,673,113	73,889,226	767,115	586,894
2	17,810,452	56,243,326	74,053,778	753,834	574,839
2000. 2	16,261,598	55,907,266	72,168,864	838,531	642,284

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4. 貸出金のうち短期は1年およびそれ以外にないもの。
 5. 貸出金のうち長期は1年をこえるもの。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
895,980	2,136,379	1,124,999	6,328,608	54,185,645
733,523	2,109,623	1,124,999	5,596,432	53,419,537
298,966	1,863,734	1,124,999	6,070,613	53,939,972
250,157	2,207,738	1,124,999	5,681,431	53,687,235
398,837	1,623,482	1,124,999	5,275,833	53,082,008
744,387	1,661,746	1,124,999	5,853,683	53,284,264
222,935	5,038,623	1,124,999	7,886,605	54,122,639

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
10,970,522	3,165,626	95,038	24,943,234	423,691		4,502,282	54,185,645
10,903,572	3,164,718	79,898	24,878,323	316,595	220	4,198,739	53,419,537
11,159,424	3,238,976	74,887	24,941,557	563,284		4,087,396	53,939,972
10,799,748	3,305,243	81,242	24,534,283	375,841	24	3,755,113	53,687,235
11,144,046	3,282,945	72,202	24,807,763	350,044		3,598,517	53,082,008
11,497,594	3,293,253	69,045	24,890,748	328,245		3,439,409	53,284,264
8,453,997	3,371,684	92,090	22,393,937	1,324,078		5,971,605	54,122,639

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち 系 統				計	うち 金 融 機 関 貸 付 金
52,852	33,698,889	33,549,029		408,410	12,548,325	5,404,177	490,952
48,149	33,404,025	33,267,701		411,981	12,720,773	5,400,189	493,356
103,054	34,301,706	34,173,741		404,087	12,675,462	5,401,459	495,721
52,447	33,265,413	33,167,322		399,588	13,123,424	5,402,248	497,937
49,411	33,189,464	33,100,530		391,321	13,265,989	5,408,060	499,877
58,751	32,626,589	32,507,073		274,609	13,196,919	5,353,630	502,230
54,580	32,874,640	32,548,167	15,000	353,397	12,050,704	5,371,940	484,007

5. 受託貸付金は外書である。

6. 1999年10月より統合県JAは含まない。

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 数 組 合
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	うち 系 統	計	うち 国 債	計	うち 農 林 公 庫 貸 付 金	
328,364	48,731,575	48,402,791	4,017,152	1,223,249	21,963,403	441,602	1,152
331,748	49,031,090	48,735,001	3,973,912	1,190,560	21,881,197	436,379	1,147
346,789	48,882,606	48,583,412	4,011,084	1,227,109	21,854,601	425,125	1,147
391,883	49,932,684	49,609,790	4,001,303	1,227,777	21,719,031	417,353	1,146
352,286	49,198,128	48,943,320	4,178,168	1,402,235	21,598,494	415,125	1,143
340,500	49,347,512	49,102,933	4,244,510	1,473,047	21,609,566	405,964	1,124
330,182	47,428,365	47,028,050	4,006,563	1,060,088	21,915,742	443,074	1,310

6. 余裕金系統利用率 = $\frac{\text{系 統 預 け 金}}{\text{預 け 金} + \text{コ ー ル ロ ー ン} + \text{買 入 金 銭 債 権} + \text{金 銭 の 信 託} + \text{有 価 証 券} + \text{金 融 機 関 貸 付}} \times 100$

7. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

8. 1999年10月より統合県JAを含む。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 債 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2001. 12	2,417,036	1,942,475	45,442	53,094	9,901	1,464,537	1,407,172	216,269	818,705	
2002. 1	2,374,667	1,930,150	45,559	53,220	9,704	1,434,294	1,399,305	218,684	803,819	
2	2,372,143	1,922,857	45,538	53,310	9,074	1,432,808	1,400,811	216,512	803,319	
3	2,365,943	1,817,387	40,918	58,781	13,888	1,437,835	1,382,668	212,729	803,420	
2001. 3	2,451,767	1,942,680	38,533	51,693	11,389	1,474,618	1,421,190	217,315	839,273	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 債 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2001. 10	1,376,654	914,198	425,428	312,780	158,014	7,771	1,234,013	1,177,909	20,924	510,114	23,564	715
11	1,323,594	875,453	417,056	305,578	157,184	8,374	1,191,589	1,124,179	21,048	497,910	22,551	705
12	1,355,411	870,089	411,157	300,875	156,501	11,265	1,214,042	1,163,233	20,357	488,263	22,430	692
2002. 1	1,303,572	855,525	394,124	286,071	155,672	8,309	1,175,767	1,126,823	20,471	466,358	21,633	673
2001. 1	1,395,539	936,243	434,074	314,911	163,393	7,825	1,257,837	1,188,514	20,762	516,653	20,208	798

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

